

令和 8 年度

医学部保健学科 学生便覧

北海道大学医学部保健学科

目 次

はじめに
沿 革
概 要

第1部 学修に必要な事項

1. 学修にあたって	11
1) 学修の仕組み	11
2) 学年および学期	11
3) 基礎クラス編成	12
4) 授業時間帯と授業時間割	12
5) 学部要望科目	12
6) 卒業要件	13
7) 遠隔授業科目の修得単位の取り扱いについて	13
2. 全学教育科目の学修	14
1) 学科からの留意事項	14
3. 専門教育科目の学修	16
1) 専門教育科目教育課程表	16
2) 単位の計算方法	26
3) 履修の手続き	26
4) 専門教育科目の成績評価	26
5) 医学部保健学科専門科目の既修得単位の認定	27
6) 自由設計科目制度について	27
4. 成績評価とGPAについて	27
1) 成績評価の方法	27
2) 成績評価とGP	27
3) 成績評価の基準	27
4) GPA (科目成績平均値)	28
5) GPA 対象科目	28
6) GPA 制度の利用方法	29
7) Web 履修登録システムや成績証明書への記載	29
8) GPA に関する Q & A 載	29
5. 進級制度, 在学期間, 休学期間, 除籍	29
1) 進級制度	29
2) 在学期間および休学期間	30
3) 除籍	30
6. 成績証明書の記載について	31
1) 成績評価の登録区分	31
2) 「不合格」の科目について	31
3) GPA について	31

第2部 学生生活に必要な事項

1. 各種サポート体制について	33
2. 各種「願」と「届」について	35
3. 各種証明書について	36
4. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（医学賠）	37
5. 抗体検査について	38
6. 図書館の利用について	41
7. 周知事項	43
8. 医学部保健学科学友会	45
9. 欠席届	49
10. 課外活動（公認団体）による試験欠席届（医学部保健学科専門教育科目用）	50

第3部 規程

1. 北海道大学通則	51
2. 北海道大学医学部規程	75
2-2. 北海道大学医学部保健学科における卒業に必要な基準	80
3. 北海道大学医学部保健学科における授業科目の履修方法, 試験及び進級に関する内規	81
4. 北海道大学医学部保健学科学生の大学院保健科学院授業科目及び 大学院共通授業科目履修に関する取扱要項	83
5. 北海道大学全学教育科目規程	85
6. 北海道大学学位規程	87
7. 北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規	92
8. 保健学科学生の個人情報の保護に関する申合せ	94

第4部 施設紹介

1. 公用掲示板案内（総合教育棟内）	95
2. 医学部保健学科平面図	100

I. はじめに

北海道大学医学部保健学科は、平成15年10月1日に設置されました。北海道大学における看護師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、ならびに作業療法士の教育は、20数年にわたる北海道大学医療技術短期大学部での3年制の教育から、4年制大学での教育に大きく転換されました。北海道大学における保健医療職種の教育は、沿革にあるようにさらに古い歴史があり、それらの伝統を踏まえて保健学科の教育はスタートしました。

皆さんには、4年間の課程の中で医療を担うにふさわしい人間性と、高度医療を支える医学知識と技術を身につけて欲しいと思います。本学生便覧は、これからの学生生活を、有意義に過ごすために必要な決まり事、科目履修の仕方、学生生活案内などが詳細に書かれている、いわば大学生活のガイドブックであります。入学に際し、まず一通り本書をお読みいただくとともに、何か困ったことがあった時には本書を利用して、快適な学生生活を送られることを期待します。

II. 沿 革

北海道大学医学部保健学科は、2003（平成15）年10月、北海道大学医療技術短期大学部の改組により、看護学専攻、放射線技術科学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻の5専攻をもって設置された。

北海道大学における上記の各専攻に関する保健医療職種の教育としては、医学部の設置の翌年、すなわち1920（大正9）年9月にまず看護師、次いで1921（大正10）年10月に助産師、第2次世界大戦後の1956（昭和31）年4月には診療放射線技師、1966（昭和41）年4月に臨床検査技師の教育が、医学部内に設置された各々の附属学校において開始された。また、理学療法士・作業療法士の教育は、1981（昭和56）年4月、北海道大学医療技術短期大学部で開始された。

本学科の設置は、このような保健医療技術者養成の長い歴史を踏まえて、北海道大学における4年制教育として実施されるに至ったことを意味している。

III. 概 要

1. 教育目標

保健学科では、札幌農学校以来の北海道大学の教育理念である「フロンティア・スピリット」、「国際性の涵養」、「全人教育」、「実学の重視」を踏まえ、社会的要請に対応しうる保健学に関わる知的能力と意欲に優れた保健医療人の養成を目的に、以下の教育目標を掲げる。

(1)豊かな人間性を育む全人教育

保健医療人には、患者の気持ちを十分に汲み取れる豊かな人間性と高い倫理性が求められる。4年制一貫教育を通じて、広く人間・社会・環境を理解し、深い洞察力と総合的な判断力を身につける全人教育を行う。

(2)保健医療に対する総合的視野と専門的知識・技術を身に付ける教育

医学医療がめざましく進歩する今日、保健医療人には高度に専門分化した知識と技術の習得とともに、保健医療から福祉に至る領域までを見通せる視野が求められる。本学では幅広い視野と確実な知識・技術を身に付ける教育を行う。

(3)国際的視野をもった保健医療従事者の育成

21世紀の保健医療人には、先進諸国との交流や途上国への援助など、これまで以上に広い国際的視野が求められる。このため、外国語や教養科目などの全学教育や国際保健学などの専門科目を通じて国際性を涵養する教育を行う。

(4)フロンティア・スピリットをもった指導者・教育研究者の育成

保健学の確立を目指した研究を推進し、先端的技术や学理を発展させ、リーダーシップを持って後進の指導が可能な指導者、教育研究者の育成をめざす。

2. アドミッション・ポリシー

・理念

先端的な保健・医療を推進し、豊かな人間性と高い倫理観を有する保健医療従事者及び研究志向を有する人材を育成することにより、人類の健康と福祉に貢献する。

・教育目標

保健・医療がめざましく進化しつつある今日において、高度に専門分化した知識と技術の習得とともにグローバル社会における保健福祉の課題を見据え、臨床的な探求心、高い倫理観、豊かな人間性、国際的視野及び社会的責任感を備え、保健医療の実践と発展に寄与する看護師や診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、さらに研究志向を有する人材を養成する。

・求める学生像

(1)知識・技能

広範な基礎知識及び専門知識を身につけるために必要な基礎学力・技能を有している学生

(2)思考力・判断力・表現力

多様化・複雑化する課題を発見し、その本質を分析・判断・解決する能力をもつ学生

(3)主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

課題解決に必要な情報を収集し多様化する価値観の中で他者と協働しながら目標を達成することができる学生

(4)倫理観・感性

高い倫理観を持ち、他人の痛みを理解できる感性豊かで人間性あふれる学生

・入学前に学習しておくことが期待される内容

理科、数学、英語は保健医療従事者として必要な高度な知識を学ぶために必要な基礎となる学問であり、国際性、幅広い視点、コミュニケーション能力も重要となるので、高等学校で学ぶ各教科において基礎学力を幅広く身につけることが必要となる。

・入学者選抜の基本方針

(1)一般選抜（前期日程・学部別入試）では、大学入学共通テスト及び個別学力検査により知識・技能及び思考力・判断力・表現力を評価し、入学者を選抜する。

(2)フロンティア入試（総合型選抜）Type Iでは、大学入学共通テストにより知識・技能を評価し、調査書及びコンピテンシー評価と面接によって思考力・判断力・表現力及び主体性・多様性・協働性、そして多様な人々と協働して学ぶ態度や使命感を評価し、入学者を選抜する。

(3)帰国生徒選抜では、資格・成績証明書及び面接により知識・技能を評価する。自己推薦書及び課題論文より思考力・判断力・表現力を評価し、諸活動の記録及び面接により主体性・多様性・協働性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度や使命感を評価し、入学者を選抜する。

(4)私費外国人留学生入試では、英語外部試験、日本語能力試験及び面接により知識・技能を評価する。課題論文により思考力・判断力・表現力を、面接では主体性・多様性・協働性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度や使命感を評価し、入学者を選抜する。

入学者選抜評価方法と求める学生像との関係性及び評価方法の比重

※◎は特に重視する要素，○は重視する要素

入試区分	評価方法	求める学生像			
		(1)知識・技能	(2)思考力・判断力・表現力	(3)主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度	(4)倫理観・感性
一般選抜(前期日程)	大学入学共通テスト 個別学力検査	○ ○		○	○
総合型選抜	大学入学共通テスト 調査書 コンピテンシー評価 面接	○	◎ ◎	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎
帰国生徒選抜	資格・成績証明書 面接 自己推薦書 課題論文 諸活動の記録	○ ○	◎ ○ ◎	◎	◎ ○
私費外国人留学生入試	英語外部試験 日本留学試験 課題論文 面接	○ ○	◎ ◎	○	○

3. ディプロマ・ポリシー (DP) 及びカリキュラム・ポリシー (CP)

1) 医学部の学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

医学部では、本学の4つの基本理念 (フロンティア精神, 国際性の涵養, 全人教育, 実学の重視) の下、人類の健康増進に資するための体系的な教育を行うことにより、豊かな人間性、高い倫理観および国際的視野を備え、医学、医療又は生命科学の実践および発展に寄与する人材を養成することを教育目標としています。

医学部では、この目標とする人材像に求められる具体的な能力 (学位授与水準) を学科毎に定め、当該能力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に学士の学位を授与します。

2) 保健学科の学位授与水準

保健学科では、医学部の教育目標に基づき、①豊かな人間性を育む全人教育、②保健医療に対する総合的視野と専門的知識・技術を身につける教育、③国際的視野を持った保健医療従事者の育成、④フロンティア・スピリットを持った指導者・教育研究者の育成、を教育目標として、次の能力をもつと認められる学生に対し、学士の学位を授与します。

【知識・理解】

- 保健科学・看護学のリーダーとしての幅広い教養と高い専門性を身につけている。
- 保健科学・看護学の実践者としての専門知識およびその知識体系を身につけている。
- 保健科学・看護学を取り巻く文化・歴史・社会・環境を理解することができる。

【汎用的技能】

- 多様化・複雑化する課題を発見し、その本質を理解できる能力を身につけている。

- 課題解決に必要な情報を収集し、分析・判断・解決できる能力を身につけている。
- 高い学問的および臨床的な探究心を有し、幅広く社会に還元することができる。

【態度・志向性】

- 保健科学・看護学をリードし、チーム医療を実践できる能力を身につけている。
- 保健科学・看護学の実践者・研究者として、社会的責任感と自己管理能力を身につけている。
- 多様化する価値観の中で、高い倫理観を有し、実践することができる。
- 生涯にわたって最新の保健科学・看護学を理解し、実践することができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学部では、人類の健康増進に資するための体系的な教育を行うことにより、豊かな人間性、高い倫理観および国際的視野を備え、医学、医療又は生命科学の実践および発展に寄与する人材を養成する目的を達成するため、医学を学ぶ医学科と、看護学、放射線技術科学、検査技術科学、理学療法学、作業療法学を学ぶ保健学科を設置し、専門家および研究者を養成する基礎となる体系的な教育を展開します。これらの学科では、全学共通の「全学教育科目」と体系的に配置された「専門科目」をもって、学士課程（医学科では6年間、保健学科では4年間）における教育課程を編成します。

専門科目では、学科毎にカリキュラム・ポリシーを定め、それぞれ育成する人材像に沿ったカリキュラムを編成し、実施します。

保健学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学部保健学科では、学位授与水準に定めた能力を持つ人材を育成することを目標として、以下のとおりカリキュラムを編成し、実施します。

- 主に1年次学生を対象とする全学教育科目では、専攻する分野にかかわらず、本学の学生であれば当然身につけておかなければならない共通の素養として、高いコミュニケーション能力、人間や社会の多様性への理解、独創的かつ批判的に考える能力、社会的な責任と倫理を身につけることを目的として、カリキュラムを編成します。具体的には「一般教育演習」、「総合科目」、「主題別科目」、「外国語科目」、「外国語演習」、「共通科目」に区分される教養科目（コアカリキュラム）を開講します。

また、専門科目を学ぶ心構え、基礎知識を身につけることができるように、基礎科目を開講します。

- 2年次以降では、看護学、放射線技術科学、検査技術科学、理学療法学、作業療法学の5専攻に分かれ、それぞれの専攻に関する専門性を深めるため、専門科目を開講します。専門科目では、医療を担うにふさわしい人間性と、高度医療を支える医学知識と技術を身につけることを目的として、教育課程を編成しています。

『看護学専攻』

- 2年次では、看護学の基礎能力を養うため、保健医療、社会保障・福祉の基礎的理解を深める科目、解剖学、生理学、薬理学、栄養学、病態生理学など人体の構造・機能、疾病の成り立ちの理解を深める科目、看護学概論、看護過程論、公衆衛生学などの看護学・保健科学の基本となる科目、そして、ヘルスアセスメント、生活援助技術など基礎的な看護技術に関する講義と実習科目を配置し、看護実践の場や対象について理解を深める。
- 3年次では、2年次に学んだ基礎知識をもとに、看護の対象となる人と環境を理解し、科学的根拠に基づく看護学の実践と専門職としての倫理観やチーム医療を実践できる能力の習得に向けて、成人看護学、老年看護学、精神看護学、母性看護学、小児看護学、在宅看護学、地域看護学など

の講義・演習科目を配置する。また臨地実習では、主に看護実践に関連する基本的能力を獲得するための実習科目を配置する。さらに疫学、環境保健学、国際保健学など、健康科学・国際保健に関連する科目も配置する。2年次と3年次の学習を通じて、学位授与水準に定めた【知識・理解】の能力の向上を図る。

- 4年次では、学位授与水準に定めた【汎用的能力】【態度・志向性】の能力を向上するための科目が配置されている。病院での急性期ケアから地域における在宅療養までを含む多様な健康ニーズに対応できる看護実践能力、そして他職種と連携しながらチーム医療を実践し、ヘルスケアをマネジメントする基礎的能力の獲得を目指す。卒業研究では、国内外の看護学の課題を探求するための研究能力の向上を図る。

学修成果の評価の方針

I 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本学科の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の「学修成果の質」（達成度）に応じて行う。
2. 看護学専攻の専門科目は、看護職として必要な知識・技術・態度を備えているかの具体的な「到達目標」を定め、達成度に応じて11段階にて評価する。尚、成績分布の目安は示さない。
3. 看護研究Ⅱ～Ⅳに限り、「合・否」で成績評価を行う。
4. 授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されており、当該「到達目標」に基づく成績評価の結果を学期ごとに成績評価専門委員会で検証し、必要に応じて責任教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

II 成績評価の方法

1. 成績評価は、授業回数の2/3以上を出席したものを対象に、試験結果、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等により行う。
2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3. 具体的な評価方法は、責任教員が定める。

『放射線技術科学専攻』

- 2年次では、放射線技術科学の基礎能力を養うため、解剖学・生理学・生化学・病理学、画像解剖学などの医学系科目、放射線物理学や放射線化学・放射線生物学などの理学系科目、電磁気学や放射線機器工学、画像工学、放射線計測学など工学系科目を配置する。
- 3年次では、2年次に学んだ基礎知識を放射線技術科学に統合する応用能力を養うため、画像診断学、撮影技術学、核医学、放射線腫瘍学、放射線治療技術などの放射線技術科学領域が配置されており、更に、放射線を適切に医療応用するための放射線防護学、放射線関係法規などの放射線関連科目を配置する。2年次と3年次の学習を通じて、学位授与水準に定めた【知識・理解】の能力の向上を図る。
- 4年次では、学位授与水準に定めた【汎用的技能】・【態度志向性】の能力を養成するため、臨床実習と卒業研究を開講する。臨床実習では、臨床での実践を通じて高い倫理観のもと、チーム医療を実践できる能力、社会的責任感と自己管理能力の向上を図る。卒業研究では、高度化する放射線技術科学分野の課題に取り組むことにより、課題解決に必要な情報を収集し、分析・判断・解決できる学問的・臨床的な探究能力の向上を図る。

学修成果の評価の方針

I 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本学科の「養

成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の「学修成果の質」（達成度）に応じて行う。

2. 放射線技術科学専攻の専門科目は、放射線技術科学を担う人材として必要な知識を備えているかの具体的な「到達目標」を定め、達成度に応じて11段階にて評価する。
3. 授業を病院実習で行う科目及び卒業研究に限り、「合・否」で成績評価を行う。
4. 授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されており、当該「到達目標」に基づく成績評価の結果を学期ごとに成績評価専門委員会で検証し、必要に応じて責任教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

II 成績評価の方法

1. 成績評価は、授業回数の2/3以上を出席したものを対象に、試験結果、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等により行う。
2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3. 具体的な評価方法は、責任教員が定める。

『検査技術科学専攻』

- 2年次では検査技術科学の基礎能力を養うため「専門基礎分野」科目を配置する。まず、「人体の構造機能」の理解のため、保健解剖学、保健生理学、代謝生化学、栄養学、を1学期に配置する。2学期では「疾病・障害の成り立ち」の理解のため、病理学概論、薬理学、臨床栄養学を配置し、臨床病態学の講義が開始される。「保健・医療の基礎」に関わる科目を2年次から4年次にわたり配置し、2年次には保健・医療概論、社会保障・福祉論、公衆衛生学、保健情報科学、臨床心理学を配置する。「専門分野」科目として「検査技術科学の基礎」となる臨床検査学、検査機器学、医用工学概論、生体分析学、臨床血液学、臨床検査学実習を配置する。「検査技術科学の習得」のための科目としての臨床化学、臨床免疫学、微生物学などを2学期に配置する。
- 3年次では2年次に学んだ基礎知識をもとに、「疾病・障害の成り立ち」の理解のための科目として病理学各論、「検査技術科学の基礎」に関する実習科目として医用工学概論実習、臨床血液学実習、生体機能学実習、組織診検査学実習などを配置する。「検査技術科学の習得」のための科目として臨床化学実習、臨床微生物学、臨床生理学、検査総合管理学、細胞診断学、遺伝子検査学、輸血検査学、移植検査学、医動物学、画像検査学免疫検査学実習、臨床生理画像学実習などを配置する。「保健・医療の基礎」に関わる科目として公衆衛生学実習、医療統計学、地域調査法、食品関係法規、健康食品学、チーム医療論を配置する。2年次と3年次の学習を通じて、学位授与水準に定めた【知識・理解】の能力の向上を図る。
- 4年次では、学位授与水準に定めた【汎用的技能】、【態度・志向性】の能力を養成するため、「臨地実習」と「卒業研究」を配置する。「臨地実習」では、北海道大学病院、検査・輸血部、病理部、超音波センター、内視鏡部を中心とする臨床現場の実習を通じて、高い倫理観のもと、チーム医療を実践できる能力、社会的責任感と自己管理能力の向上を図る。なお、2022年度以降入学者については、「臨地実習」に入る前に「技能修得達成度評価」を実施し、「臨地実習」で求められる基本的な検査手技の修得の評価と確立を図る。「卒業研究」では高度化する検査技術科学分野の課題に取り組むことにより、課題解決に必要な情報を収集し、分析・判断・解決できる学問的・臨床的な研究能力の向上を図る。「保健・医療の基礎」に関わる科目として関係法規、国際保健学演習を配置する。

学修成果の評価の方針

I 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本学科の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」

を設定し、履修者の「学修成果の質」（達成度）に応じて行う。

2. 検査技術科学専攻は、専門科目ごとに、検査技術科学を担う人材として必要な知識を備えているかの具体的な「到達目標」を定め、達成度に応じて、原則、11段階にて評価する。ただし移植検査学実習、卒業研究、および技能修得到達度評価については「合・否」で成績評価を行う。尚、成績分布の目安は示さない。
3. 授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されており、当該「到達目標」に基づく成績評価の結果は学期ごとに成績評価専門委員会が検証し、必要に応じて責任教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

II 成績評価の方法

1. 成績評価は、授業回数の2/3以上の授業に出席したものを対象に、試験結果、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等により行う。
2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3. 具体的な評価方法は、責任教員が定める。

『理学療法学専攻』

- 2年次では理学療法学の基礎能力を養うため、「専門教育科目」を配置する。「専門教育科目」は、保健医療や社会保障・福祉、公衆衛生、チーム医療などに関して理解を深める「学科共通科目」と、人体の構造・機能や疾病・障害の成り立ちを学ぶ解剖学や生理学、障害学や、理学療法学の基礎となる運動学や評価学などの「専門科目」を配置する。
- 3年次では2年次に学んだ基礎知識をもとに、運動療法や物理療法、義肢装具などに関する知識および実習・演習を通じた理学療法学の実践科目を配置する。また、運動器系、神経系、内部障害系、スポーツなど各専門領域における理学療法学の評価と治療を習得する科目を配置する。さらに、国際的な理学療法学の動向と理学療法学の研究手法を学ぶ演習を配置する。2年次と3年次の学習を通じて、学位授与水準に定めた【知識・理解】の能力の向上を図る。
- 4年次では、学位授与水準に定めた【汎用的技能】・【態度志向性】の能力を養成するため、総合的な臨床実習と理学療法学研究法演習（卒業研究）を配置する。臨床実習では、臨床での実践を通じて高い倫理観のもと、チーム医療を実践できる能力、社会的責任感と自己管理能力の向上を図る。卒業研究では、高度化する理学療学分野の国内および国際的な課題解決に必要な情報を収集し、分析・判断・解決できる学問的・臨床的な探究能力の向上を図る。また、理学療法の専門領域で指導的役割を担う国際的人材を育成するため、国際保健学演習を配置する。

学修成果の評価の方針

I 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本学科の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の「学修成果の質」（達成度）に応じて行う。
2. 理学療法学専攻の専門科目は、理学療法学を担う人材として必要な知識を備えているかの具体的な「到達目標」を定め、達成度に応じて11段階にて評価する。尚、成績分布の目安は示さない。
3. 「臨床実習Ⅰ・Ⅲ」及び「理学療法研究法演習Ⅰ・Ⅱ」に限り、「合・否」で成績評価を行う。
4. 授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されており、当該「到達目標」に基づく成績評価の結果を学期ごとに成績評価専門委員会で検証し、必要に応じて責任教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

II 成績評価の方法

1. 成績評価は、授業回数の2/3以上を出席したものを対象に、試験結果、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等により行う。

2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3. 具体的な評価方法は、責任教員が定める。

『作業療法学専攻』

- 2年次では、作業療法学の基礎能力を養うため、「専門教育科目」を配置する。「専門教育科目」は、保健医療や社会保障・福祉、公衆衛生、チーム医療などに関して理解を深める「学科共通科目」と、人体の構造・機能や疾病・障害の成り立ちを学ぶ解剖学や生理学、障害学や、作業療法学の基礎となる運動学、心理学、基礎作業学などの「専門科目」を配置する。
- 3年次では2年次に学んだ基礎知識をもとに、身体障害系、精神障害系、発達障害系、老年期障害系などの各障害別専門領域を基軸とし、主に地域生活支援に着目した作業療法評価学および治療学に関する講義・実習を配置する。さらに、先端作業療法学演習、作業療法研究法を通して、国際的な作業療法学の動向と作業療法学の研究手法を学ぶ講義・演習を配置する。2年次と3年次の学習を通じて、学位授与水準に定めた【知識・理解】の能力の向上を図る。
- 4年次では、学位授与水準に定めた【汎用的技能】・【態度・志向性】の能力を養成するため、総合的な臨床実習と作業療法研究法演習（卒業研究）を配置する。臨床実習では、臨床での実践を通じて高い倫理観のもと、チーム医療を実践できる能力、社会的責任感と自己管理能力の向上を図る。卒業研究では、高度化する作業療学分野の国内および国際的な課題解決に必要な情報を収集し、分析・判断・解決できる学問的・臨床的な探究能力の向上を図る。また、作業療法の専門領域で指導的役割を担う国際的人材を育成するため、国際保健学演習を配置する。

学修成果の評価の方針

I 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる本学科の「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の「学修成果の質」（達成度）に応じて行うこととする。
2. 作業療法学専攻の専門科目は、作業療法学を担う人材として必要な知識を備えているかの具体的な「到達目標」を定め、達成度に応じて11段階で評価する。尚、成績分布の目安は示さない。
3. 授業科目ごとに適切な「到達目標」が設定されており、当該「到達目標」に基づく成績評価の結果を学期ごとに成績評価専門委員会で検証し、必要に応じて責任教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

II 成績評価の方法

1. 成績評価は、授業回数の2/3以上を出席したものを対象に、試験結果、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等により行う。
2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3. 具体的な評価方法は、責任教員が定める。

4. 各専攻の特徴

1) 看護学専攻

看護学は、さまざまな健康状態や環境で生活している人々が、自らの生命力を高め、もてる力を十分に発揮できるための援助について、科学的に探求する学問である。

本専攻では、社会の多様なニーズに対応できる高度な看護実践能力と国際的視野を持った看護師を育成することを目的としている。また、将来、教育・研究者として看護学を探究できる人材を育成し、看護学の確立と看護技術の開発を促進し、もって人々の保健医療福祉の向上に貢献することを目的としている。

2) 放射線技術科学専攻

放射線技術科学は、放射線、電磁波、音波、コンピュータ技術などを医療・医学に役立たせる応用科学で、理工学と生命科学にまたがる領域の学問である。

本専攻は、検査機器などを駆使し、診断に必要な患者の生体情報を得ることや、放射線を用いた高度な治療を行うことができる診療放射線技師の育成を目的にしている。また、医療機器や医療情報システムの企業で活躍できる人材の育成も目指している。

3) 検査技術科学専攻

検査技術科学は、人体から医学的な情報を有効に検出する検査法とその分析結果について研究する学問であり、病気の診断および治療方針の決定を科学的に行うために不可欠な分野である。

本専攻は、多岐にわたる臨床検査法を習得し、検査技術科学の分野で指導的な立場につく臨床検査技師を養成すると共に、教育者・研究者として医学・医療の発展にも寄与できる人材の育成を目的としている。

4) 理学療法学専攻

理学療法学は、発達障害、疾病、外傷、加齢などにより、機能低下や身体障害のある者に対して、運動療法、物理療法などを通じて基本的動作能力の回復を図り、家庭や社会への再適応を目指す学問である。

本専攻は、保健、医療、福祉、教育の分野において幅広い知識と高度の技術、ならびに豊かな人間性と国際的素養を備えた理学療法士の育成を図り、臨床における指導者、および教育・研究者の育成を目的としている。

5) 作業療法学専攻

作業療法学は、精神や身体に障害を持つ人々が、障害により失われた、その人にとって不可欠な活動（これを作業といい、身辺処理、家事、趣味、仕事などを指す）を再獲得するための援助について科学的に探求する学問である。

本専攻は、幅広い教養と深い人間理解、高度で専門的な知識と技術を持ち、国際的視野に立った作業療法士の育成、ならびに保健学として高度な作業療法の理論と方法を探究する教育・研究者の育成を目的としている。

5. 資格と卒業後の進路

1) 卒業に伴う各専攻の資格など

(1) 次の学士の称号が得られる。

看護学専攻	学士（看護学）
放射線技術科学専攻	学士（保健学）
検査技術科学専攻	学士（保健学）
理学療法学専攻	学士（保健学）
作業療法学専攻	学士（保健学）

(2) 次の資格等を取得できる。

看護学専攻	看護師国家試験（受験資格）
放射線技術科学専攻	診療放射線技師国家試験（受験資格）
検査技術科学専攻	臨床検査技師国家試験（受験資格） 食品衛生管理者 食品衛生監視員
理学療法学専攻	健康食品管理士（指定科目修得による受験資格） 理学療法士国家試験（受験資格）
作業療法学専攻	作業療法士国家試験（受験資格）

2) 卒業後の進路

(1)看護学専攻

国公立病院，診療所，小児施設，老人保健施設などへの就職のほか，保健師養成課程，助産師養成課程，養護教諭養成課程や看護学・保健学系，心理学・福祉学系などへの大学院への進学の間もある。

(2)放射線技術科学専攻

国公立病院，診療所，検診センターなどの医療機関，医療機器関連企業への就職のほか，保健学・医学系や理学・工学系などの大学院への進学の間もある。

(3)検査技術科学専攻

国公立病院，診療所等のほか，検査センターや血液センター，保健所，健康管理施設，公衆衛生施設，研究施設，医療関連企業などへの就職のほか，保健学・医学系や理学系などの大学院への進学の間もある。

(4)理学療法学専攻

国公立病院，診療所等，リハビリテーション施設，小児施設，老人保健施設，保健所や保健センター，養護学校などへの就職のほか，保健学・医学系や体育学・工学系などの大学院への進学の間もある。

(5)作業療法学専攻

国公立病院，診療所等，リハビリテーション施設，精神障害関連施設，小児施設，介護老人保健施設，保健所や保健センター，特別支援学校などへの就職のほか，保健学・医学系や教育学・心理学・福祉学系などの大学院への進学の間もある。

第 1 部

学修に必要な事項

1. 学修にあたって

1) 学修の仕組み

医学部保健学科では、4年間の教育課程を2つの教育期、すなわち1年次1学期から1年次2学期までの総合教育期（1年）と2年次1学期から4年次2学期までの専門教育期（3年）の2期に分けている。

総合教育期では全学教育科目を、専門教育期では一部の全学教育科目と専門教育科目を履修する。

(1)全学教育科目

北海道大学は、1876年創立の札幌農学校の伝統を受け継ぎ、教育・研究の基本理念として「フロンティア精神」「国際性の涵養」「全人教育」「実学の重視」を掲げている。全学教育の各科目もその理念を実現するために設定されている。

保健学科における教育課程は、教養科目、基礎科目及び専門教育科目の3科目からなっている。このうち、最初の2科目は、複数学部の学生を対象に、全学の教員の協力により、共通の教育内容をもって開講される科目であり、この2科目を一括して全学教育科目と呼んでいる。一方、専門教育科目は保健学科が独自に開講する科目である。

全学教育科目は、総合大学である本学の教育目標・人材養成理念に基づいて、本学の学生共通に設定されている科目である。全学教育科目の授業を通して、他の専門分野や文化に触れる機会を持ち、異なった価値観のあることを理解すると同時に、多様な発想と感性を磨くことによって、豊かな創造力が生み出されるものと期待されており、とくに保健学科では、医療人に必要な教養、倫理観と人間性を養う重要な科目である。

これら全学教育科目は、1年次に履修することになるが、科目によっては、教育効果を考え、高年次に履修することも可能である。また、他に外国人留学生に対して開講される「日本語に関する科目」もある。

(2)専門教育科目

保健学科の専門教育科目は、さらに、学科共通科目と専門科目の2つの科目からなっている。学科共通科目は、より効率的な専門教育を実践するために複数専攻の学生と一緒に受講するもので、チーム医療をめざした各種医療技術者間の最初の連携となるものである。学科共通科目は、2年次から4年次にわたって開講される。一方、専門科目は保健学科の各専攻がそれぞれの専門分野の教育に必要とする専攻独自の専門的科目である。この専門科目も、2年次から4年次にわたって開講される。

なお、2年次における専門教育科目のカリキュラム作成にあたっては、全学教育科目で不合格となった科目の再履修については保障しないので、十分注意すること。

2) 学年および学期

(1)学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(2)学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日～9月30日

第2学期 10月1日～翌年3月31日

※ただし、授業回数確保のために、変則的に第2学期の開始が9月中になることがあるので、年間の予定表をあらかじめ確認すること。

(3)各学期を分割し、次のとおりとする。

- 第1学期前半：春ターム
- 第1学期後半：夏ターム
- 第2学期前半：秋ターム
- 第2学期後半：冬ターム

3) 基礎クラス編成

新生は、次の基礎クラスに編成される。

【文系】

学部別入試, 帰国生徒選抜, 外国人留学生				総合入試
文学部	教育学部	法学部	経済学部	
1～4組	5組	6～9組	10～13組	14～15組

【理系】

学部別入試, 総合入試, フロンティア入試, 帰国生徒選抜, 外国人留学生
総合入試, 理学部, 医学部, 歯学部, 薬学部, 工学部, 農学部, 獣医学部, 水産学部
16～52組

※受験した入学試験の形態にかかわらず、16～52組を編成。

4) 授業時間帯と授業時間割

- ①通常の授業は、全学教育科目はクラス別、専門教育科目は専攻別に編成された時間割に従って行われる。
- ②授業時間は、次のとおりである。

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時	6 講時※
8:45～10:15	10:30～12:00	13:00～14:30	14:45～16:15	16:30～18:00	18:15～19:45

※全学教育科目において、定められた期間に授業を実施することがある。

- ③授業時間割は、各学期のはじめに配付するほか、掲示にて周知する。
- ④授業時間割は、公表後に変更することがある。変更はすべて掲示で周知する。
- ⑤通常の授業以外に、期間を限定して、集中して行われる授業もある。その授業の時間割は、別に掲示で周知する。

5) 学部要望科目

2年次からの履修及び国家試験のための基礎知識となるため、以下の科目を履修しておくこと。

看護学専攻	生物学Ⅰ・生物学Ⅱ
放射線技術科学専攻	微分積分学Ⅰ・物理学Ⅰ・物理学Ⅱ・線形代数学Ⅰまたは生物学Ⅰ
検査技術科学専攻	化学Ⅰ・化学Ⅱ・生物学Ⅰ・生物学Ⅱ
理学療法学専攻	微分積分学Ⅰ・物理学Ⅰ・物理学Ⅱ・生物学Ⅰ
作業療法学専攻	物理学Ⅰ・生物学Ⅰ・生物学Ⅱ

6) 卒業要件

保健学科においては、(1)要件を満たし、かつ、(2)卒業に必要な基準を満たすこと。

- (1)本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、下記の表中の要件を含め、全学教育科目を40単位以上修得し、かつ、専門教育科目を看護学専攻にあっては100単位以上、放射線技術科学専攻にあっては110単位以上、検査技術科学専攻にあっては109単位以上、理学療法学専攻にあっては99単位以上、作業療法学専攻にあっては98単位以上修得すること。

区分	専攻	看護学専攻			放射線技術科学専攻			検査技術科学専攻			理学療法学専攻			作業療法学専攻				
		必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択		
全学教育科目	教育科目	導入科目(北大での学び)	1			1			1			1			1			
		一般教育演習			3			3			3			3			3	
		総合科目																
		主題別科目 (※論文指導)			2科目4 (2)	3			2科目4 (2)	3			2科目4 (2)	3			2科目4 (2)	3
		共通科目	4		1			1			1			1			1	
		外国語	2	4											2	4		
		外国語演習	2		2			2			2			2			2	
		※基礎科目	2	12				2	12				2	12			2	12
		小計	11	16	10	3	11	16	10	3	11	16	10	3	11	16	10	3
				40			40			40			40			40		
専門教育科目	教育科目	学科共通科目	17	0	0	13	0	2	12	2	0	13	0	2	11	0	0	
		専門科目	83	0		95	0	0	95	0	0	84	0		87	0		
		小計	100	0	0	108	0	2	107	2	0	97	0	2	98	0	0	
合計	111	16	13	119	16	15	118	18	13	108	16	15	109	16	13			
卒業要件単位		140			150			149			139			138				

※ 全学教育科目論文指導の科目は、主題別科目又は一般教育演習より修得すること。論文指導の科目を主題別科目・一般教育演習の内数とすることができる。基礎科目は、入門線形代数学、入門微分積分学、線形代数学Ⅰ・Ⅱ、微分積分学Ⅰ・Ⅱ、物理学Ⅰ・Ⅱ、化学Ⅰ・Ⅱ、生物学Ⅰ・Ⅱ、及び地球惑星科学Ⅰ・Ⅱから合わせて12単位以上及び自然科学実験1単位2科目2単位の併せて14単位以上を修得すること。ただし、看護学専攻及び作業療法学専攻以外の学生は、入門線形代数学及び入門微分積分学を進級・卒業の要件に含めることはできない。

※ インターンシップA及びBの単位は、進級・卒業に必要な単位数には算入できない。

- (2)医学部保健学科における卒業に必要な基準は、次のとおり。

卒業時の通算 GPA が2.0以上（上記基準に満たない場合にも、2年次以降（専門教育期）に修得した科目の通算 GPA が2.0以上であれば可とする）であること。

- (3)卒業時期について

3月または9月。ただし9月卒業を希望する場合、9月の時点で上記（1）（2）の要件を満たす見込みがなければならない。

7) 遠隔授業科目の修得単位の取り扱いについて

北海道大学で開講する科目は、その開講方式によって対面授業科目と遠隔授業科目に区分される。

対面授業科目は、教室等で行う対面形式の授業科目を、遠隔授業科目とはテレビ会議システム等を用いて教室以外等の場所で受講する授業科目を指す。

どちらの科目も履修登録することができるが、遠隔授業科目を履修して修得した単位は、60単位までしか卒業要件に算入することができない。進級要件や卒業要件はもちろん、遠隔授業科目の修得単位数にも留意しながら、各自の履修計画を立てること。

対面授業科目として開講する授業科目であっても、一部の授業回で遠隔授業を実施する場合や、反対に遠隔授業科目の一部で対面授業を実施する場合もある。履修登録を行う際は、必ずシラバスをよく読み、科目の授業実施方式を確認のうえ、履修登録を行うこと。

遠隔授業科目として修得した単位数は、「Web履修登録システム」の「成績照会」から確認することができるので、毎学期の成績確認期間に必ず単位の修得状況を確認し、自身の進級要件や卒業要件の充足状況に加え、遠隔授業科目の修得単位数についても確認するようにすること。

2. 全学教育科目の学修

学科からの留意事項

全学教育科目の履修については、別に配布される「総合教育部便覧」をよく読むこと。

2年次からは専門科目の履修に多くの時間が割かれるため、全学教育科目に関しては実行教育課程表をよく確認し、1年次で計画的に単位を修得しておくこと。なお、2年次における専門教育科目のカリキュラム作成にあたっては、全学教育科目で不合格となった科目の再履修については保障できないので、十分注意すること。

全学教育科目実行教育課程表【医学部保健学科】

令和8年度入学者用

区分	授業科目	単位	開 講 期								医学部保健学科	2年次への進級要件 単位数			
			1年次		2年次		3年次		4年次						
			1学期	2学期	1学期	2学期	1学期	2学期	1学期	2学期					
教養科目	導入科目(北大での学び)	1	必										導入科目(北大での学び) 1単位を必修とする。	1年次2学期終了時まで に32単位以上を修得す ること。 ※1年次終了時に32単 位のみの修得では充分と は言えないので、移行・ 進学先の学部・学科等の 卒業要件単位数について 左の表を参照のうえ、計 画的に履修すること。	
	一般教育演習(フレッシュマンセミナー)	[2]	選	選											
	総合科目	論文指導 環境と人間 健康と社会 人間と文化 特別講義	[1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2]	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選		1 一般教育演習(フレッシュマンセミナー)及び 総合科目から3単位以上を修得すること。 2 一般教育演習(フレッシュマンセミナー)は、 履修することが望ましい。
	主題別科目	思索と言語 歴史の視座 芸術と文学 社会の認識 科学・技術の世界 論文指導	[1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2]	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選		主題別科目5科目から2科目以上、4単位以上を 修得すること。 ※一般教育演習(フレッシュマンセミナー)又は 主題別科目で論文指導の科目を2単位以上修得す ること。
	外国語科目	英語I	1	必											
		英語II	1	必											
		ドイツ語I	2	選必											
		ドイツ語II	2		選必										
		フランス語I	2	選必											
		フランス語II	2		選必										
		ロシア語I	2	選必											
		ロシア語II	2		選必										
		スペイン語I	2	選必											
		スペイン語II	2		選必										
	外国語演習	英語技能別演習	2		選必										
英語演習		[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
ドイツ語演習		[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
フランス語演習		[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
ロシア語演習		[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
スペイン語演習		[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
中国語演習		[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
韓国語演習		[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
共通科目	外国語特別演習	[2]		選											
	体育学A	[1]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
	体育学B	2	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選		
	情報学I	2	選必												
	情報学II	[2]		選											
	統計学	2		必*											
基礎科目	インターンシップA	[2]	選		選			選				選			
	インターンシップB	[1]	選		選			選				選			
	(文系)	人文・社会科学の 基礎	[2]	選	選										
	(数学)	入門線形代数学	2	選必											
		入門微分積分学	2	選必											
		線形代数学I	2	選必		*									
		線形代数学II	2	選必		*									
		微分積分学I	2	選必		*									
	(理科)	微分積分学II	2	選必		*									
		数学概論	[2]		選	選	選	選	選	選	選	選	選		
		物理学I	2	選必	選必										
		物理学II	2	選必	選必										
		化学I	2	選必	選必										
	(実験系)	化学II	2	選必	選必										
		生物学I	2	選必	選必										
生物学II		2	選必	選必											
地球惑星科学I		2	選必	選必											
地球惑星科学II		2	選必	選必											
日本語に関する 科目	心理学実験	2	選	選											
	自然科学実験	[1]		必*											
	日本語I	2	選必												
日本語II	2	選必													
日本語演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	1 外国人留学生を対象として開講する授業科目で ある。 2 日本語I及び日本語IIは、外国語科目として 履修することができる。 3 日本語演習は、外国語演習として履修するこ とができる。		

* 統計学は基礎クラス別に開講学期が異なるため、時間割を確認すること。
* 1 学部別入試による医学部保健学科看護学専攻及び作業療法学専攻入学者はこちらの開講期に
履修すること。
* 2 自然科学実験は基礎クラス別に開講学期が異なるため、時間割を確認すること。

卒業要件単位数:40単位

- 「単位数」の欄の数字に [] のついている授業科目は、授業(講義)題目が異なるものであれば
複数個の履修が可能な授業科目である。
- 「開講期」の欄の表示について、「必」は必修科目で、指定された開講期において、必ず修得を
要する科目を示す。
「選必」は選択必修科目で、指定された開講期において、指定されたいくつかの科目の中から
各人が選択し、それを必修科目として取り扱う科目を示す。
「選」は選択科目で、指定されたいくつかの科目の中から各人が選択する科目を示す。
- 各学期に履修登録できる単位数には上限設定があるので注意すること。
- 進級要件:全学教育科目から合計32単位以上修得し、移行する学部・学科等が決定した者が
2年次に進級できる。
- 卒業に必要な単位数については、各学部・学科の指示に従うこと。
- 一般教育演習(フレッシュマンセミナー)及び主題別科目に論文指導(2単位)を開講する。
- 外国語科目について、留学生は「全学教育科目に係る留学生の外国語科目履修要件」により
履修すること。

3. 専門教育科目の学修

1) 専門教育科目教育課程表

(1) 看護学専攻

令和8年度入学者用

区分	分野	授業科目	単位数		開講期・配当時間数												備考 (必要単位数)				
			必修	選択	2年次				3年次				4年次								
					1学期		2学期		1学期		2学期		1学期		2学期						
					春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬					
専 門 教 育 科 目	学 科 共 通 科 目	保健・医療概論	1			15															
		社会保障・福祉論	1		15																
		保健解剖学	2		15	15															
		保健生理学	2		15	15															
		代謝生化学	2		15	15															
		病理学概論	1		15																
		臨床心理学	1				15														
		公衆衛生学概論	2			15	15														
		医療統計学	2			15	15														
		国際保健学	1							15											
		保健情報科学	1		15																
		チーム医療論	1						15												
		生体計測学概論		1			15														
		地域調査法		1			15														
		健康食品学		2			15	15													
	食品関係法規		1	15																	
	国際保健学演習		1																	30	
	専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	疾患病態学概論	1				15													
			臨床生理学Ⅰ	1				15													
			臨床生理学Ⅱ	1					15												
保健組織病理学			1			15															
保健薬理学			2			15	15														
保健微生物学			2		15	15															
栄養学			1		15																
看護学概論			1		15																
看護倫理			1																15		
看護過程論			2				15	15													
基礎看護学統合演習			1				15	15													
看護ヘルスアセスメント			1				15														
フィジカルアセスメント			1					15													
生活援助看護技術Ⅰ			1		30																
生活援助看護技術Ⅱ			1			30															
治療と看護技術	1				15	15															
臨床看護技術	1						15	15													
看護教育・看護管理	1										15										
基礎看護学実習Ⅰ	1						45														
基礎看護学実習Ⅱ	2							90													
看護統合実習	2																	90			
成人看護学概論	1			15																	
成人健康障害論Ⅰ	2				15	15															
成人健康障害論Ⅱ	2				15	15															
老年健康障害論	1							15													
成人看護学援助論Ⅰ	1						15														
成人看護学援助論Ⅱ	1							15													
成人看護学援助論Ⅲ	1								15												

(2) 放射線技術科学専攻

令和8年度入学者用

区分	分野	授業科目	単位数		開講期・配当時間数												備考 (必要単位数)				
			必修	選択	2年次				3年次				4年次								
					1学期		2学期		1学期		2学期		1学期		2学期						
					春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬					
専 門 教 育 科 目	学 科 共 通 科 目	保健・医療概論	1			15															
		社会保障・福祉論	1		15																
		保健解剖学	2		15	15															
		保健生理学	2		15	15															
		代謝生化学	2		15	15															
		病理学概論	1				15														
		公衆衛生学概論	2				15	15													
		生体計測学概論	1				15														
		保健情報科学	1		15																
		臨床心理学		1			15														
		地域調査法		1							15										
		医療統計学		2							15	15									
		国際保健学		1																15	
		チーム医療論		1										15							
		健康食品学		2																15	15
		食品関係法規		1											15						
国際保健学演習		1																	30		
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	医用電磁気学	2		15	15															
		医用電気回路	1				15														
		制御工学概論	1					15													
		医用電子工学Ⅰ	1				15														
		医用電子工学Ⅱ	1					15													
		基礎工学実験Ⅰ	1		45																
		基礎工学実験Ⅱ	1				45														
		放射線物理学基礎	1		15																
		放射線物理学Ⅰ	2				15	15													
		放射線物理学Ⅱ	2						15	15											
		放射線計測学Ⅰ	2				15	15													
		放射線計測学Ⅱ	2						15	15											
		放射線計測学実習	1							45											
		医用画像情報学	2				15	15													
		医用画像情報学実験	1							45											
		磁気共鳴学基礎	2				15	15													
		医用画像機器工学Ⅰ	2				15	15													
		医用画像機器工学Ⅱ	1								15										
		磁気共鳴学Ⅰ	2						15	15											
		磁気共鳴学Ⅱ	2								15	15									
		医用機器工学実習	1									45									
一般臨床医学	2				15	15															
臨床画像解剖学Ⅰ	2				15	15															
臨床画像解剖学Ⅱ	1							15													
画像解剖学演習	1							15	15												
保健解剖学演習	1								30												
画像診断学概論	2							15	15												

必修108単位
を含む110単
位以上を履修
すること。

(3) 検査技術科学専攻

令和8年度入学者用

区分	分野	授業科目	単位数			開講期・配当時間数												備考 (必要単位数)		
			必修	選択必修	選択	2年次				3年次				4年次						
						1学期		2学期		1学期		2学期		1学期		2学期				
						春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬			
専門教育科目	学 科 共 通 目	保健・医療概論	1				15												必修12単位及び選択必修2単位を含む14単位以上を履修すること。	
		社会保障・福祉論	1			15														
		保健解剖学	2			15	15													
		保健生理学	2			15	15													
		代謝生化学	2			15	15													
		病理学概論	1					15												
		医療統計学	2								15	15								
		保健情報科学	1							15										
		目	臨床心理学		1				15											
	国際保健学			1							15									
	地域調査法			1								15							1単位以上修得すること	
	チーム医療論			1							15									
	健康食品学				2							15	15							
	食品関係法規				1					15										
	国際保健学演習			1													30			
	専門教育科目	目	栄養学	1			15													95単位以上を履修すること。
			臨床栄養学	1					15											
			薬理学	1					15											
病態薬理学			1						15											
検査機器学			1				15													
組織解剖学実習			1						30											
生体機能学実習			1									45								
生体分析学			1					15												
臨床検査学			1			15														
臨床検査学実習			1					45												
公衆衛生学Ⅰ			1			15														
公衆衛生学Ⅱ			1						15											
公衆衛生学実習			1							45										
医用工学概論			2					15	15											
医用工学概論実習			1								30									
医療安全管理学Ⅰ			1									15								
医療安全管理学Ⅱ			1										15							
臨床病態学Ⅰ			2					15	15											
臨床病態学Ⅱ			2									15	15							
臨床病態学Ⅲ			2									15	15							
臨床病態学Ⅳ			1											15						
認知症検査学			1												15					
臨床血液学			2					30	30											
臨床血液学実習	2							45	45											
病理学各論	1								15											
細胞診検査学	1										15									
細胞診検査学実習	1											30								
病理検査学	1								15											

区分	分野	授業科目	単位数		開講期・配当時間数												備考 (必要単位数)		
			必修	選択	2年次				3年次				4年次						
					1学期		2学期		1学期		2学期		1学期		2学期				
					春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬			
専 門 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目	運動機能評価学実習	1						45										
		人間発達学	2		15	15													
		リハビリテーション管理学	2		15	15													
		運動器系理学療法学	2						15	15									
		運動器系理学療法学実習	1									45							
		神経系理学療法学	2						15	15									
		神経系理学療法学実習	1									45							
		発達障害理学療法学	2						15	15									
		内部障害系理学療法学	2									15	15						
		義肢装具学I	2						15	15									
		義肢装具学II	1									15							
		物理療法学	2						15	15									
		物理療法学実習	1									45							
		臨床運動学	1									15							
		精神保健学	1														15		
		スポーツ理学療法学	1									15							
		地域リハビリテーション	2						15	15									
		生活技術学	2									15	15						
		臨床実習Ⅰ	1					45											
		臨床実習Ⅱ	3									135							
臨床実習Ⅲ	1										45								
臨床実習Ⅳ	8												360						
臨床実習Ⅴ	8												360						
合計			97	10	105	165	495	465	495	735	90	30	99単位以上						

(5) 作業療法学専攻

令和8年度入学者用

区分	分野	授業科目	単位数		開講期・配当時間数												備考 (必要単位数)				
			必修	選択	2年次				3年次				4年次								
					1学期		2学期		1学期		2学期		1学期		2学期						
					春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬					
専 門 教 育 科 目	学 科 共 通 科 目	保健・医療概論	1			15															
		社会保障・福祉論	1		15																
		保健解剖学	2		15	15															
		保健生理学	2		15	15															
		病理学概論	1				15														
		臨床心理学	1				15														
		医療統計学	2				15	15													
		チーム医療論	1							15											
		代謝生化学		2	15	15															
		生体計測学概論		1				15													
		地域調査法		1								15									
		国際保健学		1								15									
		公衆衛生学概論		2			15	15													
		健康食品学		2							15	15									
		食品関係法規		1									15								
	保健情報科学		1						15												
	国際保健学演習		1																	30	
	専 門 目	リハビリテーション概論	1			15															
		リハビリテーション解剖学Ⅰ	1			15															
		リハビリテーション解剖学Ⅱ	1			15															
リハビリテーション解剖学実習		2					45	45													
リハビリテーション生理学		2				15	15														
リハビリテーション生理学実習		1					45														
人間発達学		2		15	15																
運動学		2				15	15														
運動学実習		1							45												
リハビリテーション医学		1								15											
老年健康障害論		1							15												
運動器障害学		2				15	15														
成人健康障害論		2				15	15														
内部障害学		1							15												
神経障害学Ⅰ		2							30												
神経障害学Ⅱ	1								15												
高次脳機能障害学	1				15																
精神障害学Ⅰ	1					15															
精神障害学Ⅱ	1							15													
精神障害学Ⅲ	1									15											
発達障害学	2		15	15																	
精神保健学	1																	15			
作業療法概論	1		15																		
基礎作業学	1			15																	
基礎作業学実習Ⅰ	1			45																	

必修98単位以上を修得すること。

区分	分野	授業科目	単位数		開講期・配当時間数												備考 (必要単位数)											
			必修	選択	2年次				3年次				4年次															
					1学期		2学期		1学期		2学期		1学期		2学期													
					春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬												
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	基礎作業学実習Ⅱ	1				45																					
		リハビリテーション管理学	2		15	15																						
		作業療法評価学総論	1		15																							
		身体障害評価学実習	1						45																			
		精神障害評価学演習	1						30																			
		身体障害作業療法学	2						15	15																		
		身体障害作業療法学実習	1									45																
		精神障害作業療法学	2						15	15																		
		精神障害作業療法学実習	1									45																
		発達障害作業療法学	1							15																		
		発達障害作業療法学演習	1										15	15														
		老年期作業療法学	1			15																						
		老年期作業療法学演習	1							15	15																	
		日常生活活動学	1					15																				
		日常生活活動学実習	1										45															
		作業療法理論	1																						15			
		先端作業療法学演習	1											30														
		作業療法研究法	1										15	15														
		作業療法研究法演習	3																							90		
		地域リハビリテーション	2							15	15																	
地域作業療法学	2										15	15																
地域作業療法学実習	2											90																
高次脳機能評価学演習	1										30																	
臨床実習Ⅰ	2					90																						
臨床実習Ⅱ	3											135																
臨床実習Ⅲ	9												405															
臨床実習Ⅳ	9													405														
合計			98	12	180	180	540	390	585	825	120	30	98単位以上															

2) 単位の計算方法

各授業科目の単位数の計算は次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習、特論及び研究については、30又は45時間の授業をもって1単位とする。

3) 履修の手続き

(1) 履修登録の上限設定単位数について

医学部保健学科では、2年次以上における履修登録の上限単位数を設定していない。

(2) 履修登録

必修の専門教育科目については、医学部保健学科教務担当において一括登録するため、履修登録の必要はない。選択の専門教育科目は、掲示等で指示する期間内にWeb履修登録システムによる履修登録を行わなければならない。

(3) 履修登録した科目の取消し

取消しを申請できる時期までに医学部保健学科教務担当より履修登録取消申込書を受け取り、必要事項を記入のうえ提出すること。

①取消しを申請できる時期：各科目の授業開始から1か月以内

取消しの申し込み等詳細については掲示等により別途周知する。

②取消しができない科目：必修科目

4) 専門教育科目の成績評価

(1) 学期末試験、追試験及び再試験

「大学医学部保健学科における授業科目の履修方法、試験及び進級に関する内規」(81頁参照。以下「内規」とする。)により実施する。

なお、本学公認団体の課外活動により、やむを得ず定期試験(授業期間内の試験も含む)を欠席する場合には、課外活動による試験欠席届(50頁)を、試験実施前に担当教員へ提出した場合にのみ、内規第6条の「その他のやむを得ない事由」に該当するものとして、追試験期間中に追試験への受験を許可する。

また、学部の学生団体や未公認サークル等の課外活動については、「その他のやむを得ない事由」とは認めず、追試験の対象外とする。

(2) 不正行為

不正行為に関する取扱いは全学教育科目の取扱いに準じる。

(3) 成績の閲覧

次の時期に成績評価をWeb上から閲覧可能にする。

なお、成績の閲覧及び確認期間は掲示等にて周知する。

2～3年次 第1学期 8月下旬 第2学期 2月下旬

4年次 第1学期 8月下旬 第2学期 2月上旬

(4) 成績確認時の注意事項

Web上から学修簿を確認し、不明の点がある場合は、速やかに医学部保健学科教務担当または授業担当教員へ申し出ること。

(5) 成績評価に関する申立て制度

学修簿に記載された専門教育科目の成績評価については、次に掲げる場合のみ、異議申立てを行うことができる。申立ては、医学部保健学科教務担当へ行うこと。

- ①シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と、異なる成績評価方法により評価されたことを、学生が客観的・具体的事実をもって示すことができる場合。

- ②明らかに誤記入によるものと思われる場合で、学生が客観的・具体的事実をもって示すことができる場合。

5) 医学部保健学科専門科目の既修得単位の認定

他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（外国の大学又は短期大学における学修の成果を含む）については、本学科の授業科目を履修したものとみなし、単位を認定することがある。手続きは、2年次以降に行うので、希望者は医学部保健学科教務担当へ申し出ること。

- ①認定を受けようとする者は、所定の単位認定申請書に、成績証明書、卒業又は退学証明書及び講義内容がわかるシラバス等を添付し、申請すること。
- ②単位の認定については、試験等により審査担当教員が判断する。
- ③単位が認定される場合、成績評価は「認定」となる。
- ④既修得単位として認定された授業科目は、通算 GPA、学期 GPA いずれにも算入しない。
- ⑤既修得単位として認定された授業科目の申請取り消しは認めない。

6) 自由設計科目制度について

医学部保健学科では、専門教育科目において、自由設計科目制度を適用していない。

4. 成績評価と GPA について

GPA (grade point average) とは、米国の大学で一般的に行われている成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績の平均を数値により表すものである。学期ごとに、学生が履修した各科目の評価に一定の GP を与え、この GP にその科目の単位数を乗じ、その合計を、履修科目の単位数の合計で除して算出する。

1) 成績評価の方法

授業科目の成績は、授業の履修状況と試験の評点を総合して判定する。

2) 成績評価と GP

成績は、「A⁺」「A」「A⁻」「B⁺」「B」「B⁻」「C⁺」「C」「D」「D⁻」「F」の11段階で評価され、各評価に対する

GP は下表のとおりである。

3) 成績評価の基準

絶対評価によるか、相対評価によるか、絶対評価による場合の評価基準、相対評価による場合の評価基準と各評価の割合等については、授業科目ごとに担当教員の協議により定め、シラバスに明記する。

評語	学修成果の質	GP	100点方式による 素点の目安	備考
A ⁺	授業科目の到達目標すべての面で秀逸な学修成果をあげた。	4.3	95-100	合格
A	授業科目の到達目標のすべての面で優秀な学修成果をあげた。	4.0	90-94	
A ⁻	授業科目の到達目標のほとんどの面で優秀な学修成果をあげたが、一部において良好な結果にとどまった。	3.7	85-89	
B ⁺	授業科目の到達目標のすべての面で良好な学修成果をあげた。	3.3	80-84	
B	授業科目の到達目標のほとんどの面で良好な学修成果をあげたが、一部において良好とまでは言えない結果にとどまった。	3.0	75-79	
B ⁻	授業科目の到達目標のいくつかの面で良好な学修成果をあげたが、全体として良好とまでは言えない結果にとどまった。	2.7	70-74	
C ⁺	授業科目の到達目標のほとんどの面で合格となる最低限の学修成果であったが、良好な面がいくつかあった。	2.3	65-69	
C	授業科目の到達目標のすべての面で合格となる最低限の学修成果であった。	2.0	60-64	不合格 ただし、通算 GPA 及び学期 GPA には含め る
D	授業科目の到達目標全体として合格となる最低限の学修成果より少し低い結果であった。	1.0	50-59	
D ⁻	授業科目の到達目標のほとんどまたはすべての面で合格となる最低限の学修成果はなかった。	0.7	0-49	
F	学修成果を示す証拠はなかった。 例) 試験の未受験, 授業出席回数不足	0	評価無	

4) GPA (科目成績平均値)

GPA とは、単位当たりの成績の平均値で、以下の計算式によって算出する。

【学期 GPA】(その学期の GPA)

$$\frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

【通算 GPA】(在学中の各学期を通算した GPA)

$$\frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{その科目の単位数}) \text{の合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

※ GPA の計算は、小数点第 3 位以下を切り捨てとする。

5) GPA 対象科目：1 年次の対象科目は、総合教育部便覧で確認すること。

- ①全学教育科目(教養科目, 基礎科目, 日本語に関する科目), 専門科目, 教職科目, 国際交流科目のうち, 学部(第 1 年次の学生にあっては, 本学)において,
 - ※ 1 11段階評価によって成績を認定された科目 であって, かつ,
 - ※ 2 卒業要件に算入できる科目を対象とする(他学部履修, 再履修を含む。)
- ②本学在学中に他大学での履修(留学を含む)によって修得した単位も, 上記の 2 要件(※ 1 及び※ 2)を満たす場合は, 対象とする。
- ③全学教育科目の「入門線形代数学」及び「入門微分積分学」は, 1 年次において GPA の対象科目とするが, 2 年次進級先の学部が, 理系学部(医学部保健学科看護学専攻及び作業療法学専攻を除く)である場合は, 1 年次に履修した科目について, 2 年次以降 GPA の対象外科目とする。

- ④教職科目及び国際交流科目で1年次に修得した単位は、1年次において対象から除くものとする。ただし、第2年次進級先の学部が卒業要件に算入できる科目と定めている場合は、進級時に対象となる。
- ⑤「合格・不合格」による評価は、対象としない。
- ⑥自由設計科目制度により卒業要件に算入しないこととした科目は、対象としない。
- ⑦英語単位「優秀認定」制度により認定された単位は、上記の2要件（※1及び※2）を満たす場合は、学期GPAには算入せず、通算GPAに算入する。
- ⑧既修得単位として認定された科目は、対象としない。

6) GPA 制度の利用方法

- ①クラス担任・指導教員等による修学指導に利用される。
- ②授業料減免の選考基準 (GPA2.7以上), 新渡戸賞 (1年次の成績優秀者の表彰制度) の選考基準, (一部の研究科等の) 大学院の入学試験に利用されている。
- ③卒業認定基準に使用される。

7) Web 履修登録システムや成績証明書への記載

学期GPA及び通算GPAは各学期末にWeb履修登録システムにより、オンラインで閲覧できる。全学GPAの平均値が付記され、自分の学習状況を数値で客観的に知り、次の学期の履修計画等に役立てることができる。

なお、GPAは、成績証明書にも記載される。成績証明書へのGPAの記載は、留学予定の学生のために役立つ。

8) GPA に関する Q & A

Q 1) 不合格の評価を受けたあと、再履修で合格となった場合の取扱いは？

A 1) 再履修によって合格の評価を受けた時点でそのGP及び単位数がGPAの計算式に算入され、以前のGP及び単位数は除外される。

Q 2) 「不合格」の評価を受けたあと、再履修で再び不合格の評価となった場合の取扱いは？

A 2) 評価が上がった場合は、再履修後の評価に係るGP及び単位数がGPAの計算式に算入され、評価が上がらなかった場合は、再履修前の評価に係るGP及び単位数をGPAの計算式に算入する。

Q 3) 成績評価の基準は？

A 3) 絶対評価によるか、相対評価によるか、絶対評価による場合の評価基準、相対評価による場合の評価基準と各評価の割合等については、授業科目ごとに協議して定める。

5. 進級制度, 在学期間, 休学期間, 除籍

1) 進級制度

医学部保健学科の進級判定は以下の各時期に行うが、その進級要件は専攻毎に異なる。

- ①2年次2学期終了時：医学部保健学科へ移行後1年以上在学して所定の科目を履修し、所定の単位数を修得しなければ、3年次へ進級することができない。
- ②3年次2学期終了時：3年次進級後1年以上在学して所定の科目を履修し、所定の単位数を修得しなければ、4年次へ進級することができない。

専攻	区分	判定時期	2年次2学期終了時	3年次2学期終了時
			3年次への進級要件	4年次への進級要件
看護学専攻	全学教育目		卒業要件の40単位を修得した者	
	専門科目		2年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること	3年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること
放射線技術科学専攻	全学教育目		卒業要件の40単位を修得した者	
	専門科目		2年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること	3年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること
検査技術科学専攻	全学教育目		卒業要件の40単位を修得した者	
	専門科目		2年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること	3年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること
理学療法学専攻	全学教育目		卒業要件の40単位を修得した者	
	専門科目		2年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること	3年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること
作業療法学専攻	全学教育目		卒業要件の40単位を修得した者	
	専門科目		2年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること	3年次2学期終了時までに関講される必修科目をすべて修得すること

2) 在学期間および休学期間

- ①在学期間：総合教育期に2年，専門教育期に6年を超えて在学することはできない。
- ②休学期間：総合教育期に2年，専門教育期に3年を超えて休学することはできない。ただし，総合教育期及び専門教育期を通算して4年を超えて休学することはできない。

3) 除籍

下記事由に該当する場合，本学通則第30条の規定により除籍されることがある。

- ①在学年限に達し，なお所定の単位を修得していないとき
- ②欠席が長期にわたるとき又は成業の見込みがないとき
- ③所定の期日までに入学料を納付しないとき
- ④授業料の納付を怠り督促を受け，なお納付しないとき

また，上記④については，授業料を納付期日までに納付せず，督促を受けてもなお納付しないもので，所定の期日までに退学願を提出しないものは，当該学期の末日をもって除籍となる。

なお，授業料が納付されていない学期に履修した授業科目の単位は，退学，除籍を問わず将来に渡って，一切認定されない。

6. 成績証明書の記載について

1) 成績評価の登録区分

成績証明書における各科目の成績評価は、下記の3通りの登録区分別に記載される。

- ①「卒業要件に算入する科目：GPA 対象科目」
- ②「卒業要件に算入する科目・GPA 対象外科目」
- ③「卒業要件に算入しない科目・GPA 対象外科目」

2) 「不合格」の科目について

- ・ 上記1) ①の登録区分の科目で、成績評価が「不合格」の科目については、科目数及び単位数が成績証明書に記載される。
- ・ 上記1) ②, ③の登録区分の科目で、成績評価が「不合格」の科目については、成績証明書には記載されない。

3) GPA について

成績証明書には、GPA が記載される。

第 2 部

学生生活に必要な事項

1. 各種サポート体制について

修学，課外活動，健康，経済，その他一身上の事柄について問題が生じた場合には，何事によらず教員と相談し，迅速にその解決を図ることが望ましい。

1) クラス担任・副担任

クラス担任・副担任は，クラス所属学生の修学その他の問題等について相談に応じる。担任が定めた時間内であれば気軽に相談を求めることができる。なお，自分の所属するクラス担任に限らず，多くの教員と懇談することは，修学上有意義である。

2) ラーニングサポート室（Learning Support Office；LSO）

ウェブサイト：<http://lso.high.hokudai.ac.jp>

LSO（場所：情報教育館2階）では，主に以下の活動を通して，学生の主体的な修学設計，学習活動を支援している。

①修学設計支援

学部・学科・研究室などの進路選択，移行・分属に関する不安といった大学での修学設計について相談することができる。また，各学部の研究キーワードをテーマ・カテゴリーごとに整理したアカデミック・マップや修学をサポートする資料の公開，その他関連イベントの開催も行っている。

②学習サポート

授業や教科書の内容・レポートの書き方，勉強方法や参考書の選び方，文献の探し方についての相談することができる。その他，理系基礎科目および統計学について要点をまとめた学習資料の公開や学習に役立つ基本スキルを解説するセミナー（スタディ・スキルセミナー）を実施している。

3) 学部相談員

1年次学生が進級を予定している学部に係る相談に対応するため，各学部に学部相談員を配置している。学部相談員は学部または教育イノベーション機構において学生との面談に対応し，クラス担任等，ラーニングサポート室，学生相談総合センター（学生相談室・アクセシビリティ支援室・留学生相談室），保健センター等，関係組織と連携して学生を支援する。

また，ラーニングサポート室から学部相談員を紹介する体制も整えている。

4) 学生相談支援センター（学生相談室・アクセシビリティ支援室・留学生相談室）

ウェブサイト：<https://www.sacc.hokudai.ac.jp/>

「学生相談室」「アクセシビリティ支援室」「留学生相談室」は，学生のみなさんが充実した学生生活を送れるよう，専門スタッフが支援する相談窓口であり，相互に連携して対応している。相談によって，本人の不利益にならないよう，個人情報や相談内容について秘密を厳守している。

【学生相談室】（学生交流ステーション2階）

学生生活を送るうえでの様々な困りごとや悩み（人間関係・性格・気分の落ち込み・学業や進路にかかわる心理的な悩み）について，予約制で臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが相談に応じている。

【アクセシビリティ支援室】（学生交流ステーション2階）

障害などにより生じる学修や研究を行う上での制約や困難さを除去あるいは軽減するために必

要な「合理的配慮」のサポートを行っている。また、修学上困ったり、悩んだりしている学生に、相談員による修学相談を行っている。

【留学生相談室】（学生交流ステーション2階）

外国人留学生、海外留学をする学生の様々な悩み（ストレス、性格、人間関係、学業など）について、予約制で英語対応可能な臨床心理士が相談に応じている。

【ピアサポート】 ※令和8年度に変更の可能性あり

本学学生が、「ピアサポーター」として以下のような活動を行っている。

・学生相談（ピアサポートルーム）

学生生活を送るうえでわからないことがあるとき、学生同士で気軽に相談できる場所として、情報教育館2階に「ピアサポートルーム」を設置している。ピアサポーターが大学生活についての質問や困りごとについて一緒に考え、適切な相談窓口を紹介するほか、交流イベントも行っている。

・留学生支援（留学生サポート・デスク）

学生交流ステーション1階の「留学生サポート・デスク」では、留学生を中心とする先輩学生が留学生の日常及び大学生活に関する質問や相談に親切に応じ、適切な相談窓口を紹介する。交流イベントも行っている。

・アクセシビリティ支援

ノートテイクや文献電子化による情報保障など、本学の障害のある学生の修学支援を担う活動を行っている。

5) 保健センター

保健センターでは、医師による診療（応急）の他、カウンセラーによるカウンセリング、看護師・保健師によるケガの応急措置、健康相談、栄養・保健指導などを行っている。定期健康診断に加えて、自分自身の健康管理をするという心構えを持ち、身体的・精神的に心配なことや気になることがある時は、すぐに保健センターを訪れること。

6) キャリアセンター ウェブサイト：<https://cc.academic.hokudai.ac.jp/>

進路・就職相談や各種就職ガイダンス・セミナー及びインターンシップをとおして、学生のキャリア支援を行っている。就職活動全般について、専門的トレーニングを積んだアドバイザー（国家資格キャリアコンサルタント等）が個別相談に応じており、「就職支援システム※」で予約ができる。ウェブサイトでは、就職ガイダンス・セミナー開催情報、インターンシップ情報等を提供している。

※利用には基本情報の登録が必要（ウェブサイトからログイン）。

7) HOSSO

HOSSOとは、「Hokudai One-stop Student Support Office」の略称であり、学生の意欲的な活動、学修の悩み、進学の違い、学生生活の悩みなどの相談に対する窓口として、ワンストップで迅速かつ包括的に対応することを目的とする組織であり、以下の業務を実施している。

- ①学生からの相談を受け、相談事の解決に最適と思われる部署を案内する。また、複数の部署にまたがる場合は、相談順についても助言を行う。
- ②学生からの相談内容が専門部署での早急な面談が必要と思われる場合、専門部署とオンライン面談が可能な手はずを整える。
- ③総合教育棟周辺の落とし物の管理を行う。
- ④その他学生支援に関する広報及び情報発信を行う。

2. 各種「願」と「届」について

種々の願・届出が遅れることにより学生生活に支障及び損失を生ずる恐れがあるので、すべて迅速を期すこと。

1) 休学願……………1年次:教育イノベーション機構⑦番窓口(教育推進課全学教育・総合教育担当)

2年次以上:医学部保健学科教務担当

病気その他の事由で休学(2か月以上)を願い出るときは、病気の場合は診断書(療養のための休学を必要とする期間を明記のもの)を提示し、所定の休学願を窓口で受け取り、1年次は所属するクラスの担任、2年次以上は所属する専攻の担任に相談のうえ、1年次は教育イノベーション機構長宛、2年次以上は学部長宛に願い出(診断書等添付)て許可を受けること。手続きが遅れるとその期の授業料を納めなければならなくなるので、早めに手続きをすること。

なお、休学の願い出は年度ごとの取り扱いとなるため、休学が長期にわたり、翌年度にまたがる場合については、所定の期日までに新年度の休学を更新する旨を願い出る必要がある。

2) 復学願……………1年次:教育イノベーション機構⑦番窓口(教育推進課全学教育・総合教育担当)

2年次以上:医学部保健学科教務担当

病気その他の事由により休学中の者が、その事由が消滅して復学しようとする場合には、所定の復学願を窓口で受け取り、それにより1年次は教育イノベーション機構長宛、2年次以上は学部長宛に願い出て許可を受けなければならない。

3) 退学願……………1年次:教育イノベーション機構⑦番窓口(教育推進課全学教育・総合教育担当)

2年次以上:医学部保健学科教務担当

止むを得ない事情のため退学するときは、1年次は所属するクラスの担任、2年次以上は所属する専攻の担任に相談のうえ、所定の退学願を窓口で受け取り、その事由を詳しく明記し、連帯保証人と連署で1年次は教育イノベーション機構長宛、2年次以上は学部長宛に願い出て許可を受けなければならない。

4) 学生証再交付…1年次:教育イノベーション機構⑦番窓口(教育推進課全学教育・総合教育担当)

2年次以上:医学部保健学科教務担当

紛失等のため学生証の再交付を受けようとするときは、北大生協で再発行料として2,300円を納入後、領収書を添えて所定の「北大ICカードの発行について(申請)」用紙(1年次は総合教育担当窓口、2年次以上は医学部保健学科教務担当で配付)に必要な事項を記入のうえ願い出ること。再発行後、旧学生証は無効となる。紛失以外の理由による再発行の場合は、上記窓口において、旧学生証と引き換えに新学生証を交付する。また、紛失により再発行された新学生証を受領後、旧学生証を発見した場合は、必ず上記窓口に戻却すること。

5) 教室使用願……………教育イノベーション機構①-B番窓口(学生支援課生活支援担当)

学生団体等による集会等のため、5講時終了後(6講がある場合は6講時終了後)に総合教育棟の教室を使用するときは、使用責任者を1年次又は2年次学生とし、①-B番窓口で予約のうえ、使用希望日の3日前(水曜・土曜・日曜・祝日除く)までに所定の教室使用願により願い出ること。

6) 連絡先変更届…1年次:教育イノベーション機構⑦番窓口(教育推進課全学教育・総合教育担当)

2年次以上:医学部保健学科教務担当

本人又は、連帯保証人の住所変更、電話番号、メールアドレス、宛先区分等の変更があったときは、所定の連絡先変更届により遅滞なく届け出ること。

7) 保証書（兼連絡先届出書）

…………… 1年次：教育イノベーション機構⑦番窓口（教育推進課全学教育・総合教育担当）
2年次以上：医学部保健学科教務担当

連帯保証人、学生氏名の変更は保証書（兼連絡先届出書）を再提出すること。

8) 改姓（名）届

…………… 1年次：教育イノベーション機構⑦番窓口（教育推進課全学教育・総合教育担当）
2年次以上：医学部保健学科教務担当

改姓名の届け出については、所定の用紙のほか戸籍抄本の添付を必要とする。（別途保証書の提出が必要）

9) 欠席届

止むを得ない事情（病気等）により授業を欠席する場合、届出用紙を自作（49頁の見本をコピーする等（手書き可）して、本人直筆により作成）し、各担当教員に直接提出すること。

また、2週間以上に渡り欠席するときは、1年次は教育イノベーション機構⑦番窓口（教育推進課全学教育・総合教育担当）、2年次以上は医学部保健学科教務担当に相談すること。

10) 授業料減免申請書……………教育イノベーション機構④-B番窓口（学生支援課奨学支援担当）

「学生生活の案内」参照。申請書等は本学ホームページよりダウンロードすること。

11) 奨学金案内・願書…………… [日本学生支援機構奨学金]

教育イノベーション機構④-B番窓口（学生支援課奨学支援担当）

[民間奨学団体及び地方自治体の奨学金]

ELMSグループよりダウンロードすること。

3. 各種証明書について

※「証明書自動発行装置（ACM）」について

各種証明書は、証明書自動発行装置（ACM）から入手することができる（発行操作には学生証が必要）。

・利用時間 ※休止または短縮することがあるため、掲示やUnireのお知らせに注意すること。

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

（ただし、土曜・日曜・祝日、年末年始の期間及び年度始めのデータ更新時期を除く。）

・設置場所

総合教育棟 1階ロビー

クラーク会館 2階ホール

農学部 正面玄関横

文系共同講義棟 2階ホール

薬学部 正面玄関ホール

環境科学院 正面玄関ロビー

工学部 正面玄関ロビー

水産学部（函館キャンパス） 講義棟ロビー

・発行枚数

学割証及び健康診断証明書は1日最大5枚まで、在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書は1日最大4枚まで発行できる。

・操作方法

ACMのディスプレイに表示された指示に沿って必要な事項を入力することにより、証明書の発行あるいはパスワードの変更を行うことができる。(初期パスワードは生年月日の月日4桁の数字(例:4月1日→0401)となっているが、生年月日は学生証に記載されているので、証明書の不正取得を防ぐため、学生証やパスワードの管理には十分注意すること。)

1) 成績証明書……「証明書自動発行装置 (ACM)」※

成績証明書は、「証明書自動発行装置 (ACM)」により、取得できる。

なお、封筒に入れ、封を閉じる必要がある場合は、1年次は教育イノベーション機構⑦番窓口(教育推進課全学教育・総合教育担当)、2年次以上は医学部保健学科教務担当に申し出ること。

2) 在学証明書……「証明書自動発行装置 (ACM)」※

在学証明書は、「証明書自動発行装置 (ACM)」により、取得できる。

3) 卒業見込証明書……「証明書自動発行装置 (ACM)」※

卒業見込証明書は、最終学年に在学している場合に、「証明書自動発行装置 (ACM)」により、取得できる。

4) 健康診断証明書……「証明書自動発行装置 (ACM)」※

本学保健センターが実施する「学生一般定期健康診断」で全検査項目を受診している場合は、当該年度内に限り「証明書自動発行装置 (ACM)」により取得できる。

5) 通学証明書……1年次:教育イノベーション機構⑦番窓口(教育推進課全学教育・総合教育担当)
2年次以上:医学部保健学科教務担当

通学証明書については、交通機関によって必要とする場合がある。詳しくは「学生生活の案内」を参照すること。

6) 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)……「証明書自動発行装置 (ACM)」※

JR各社の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる。詳しくは、「学生生活の案内」を参照すること。

4. 学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び学研災付帯賠償責任保険(医学賠)

この保険は、正課中、実習中、課外活動中又は学校行事中に生じた事故等により、その傷害の程度に応じて保険金が支払われる補償制度である。医学部保健学科では学生が安心して教育・研究できるよう全員加入としている。1年次に加入することが望ましいが、加入時期については、各専攻での臨床実習の実習開始時期が異なることから、専攻に確認すること。

1) 加入が必要な保険

学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び学研災付帯賠償責任保険の2種類。学研災については、通学特約及び接触感染特約を必ず付すこと。学研災付帯賠償責任保険については、各コースの内、Cコース「医学賠」を選択すること。学研災付帯学生生活総合保険に加入している場合は、学研災付帯賠償責任保険の加入は不要。なお、保険加入の有無を確認したい場合は、下記窓口に申し出ること。特に、入学時に加入している場合もあるので、加入については保護者に確認すること。

2) 加入手続き

下記窓口で、申込用紙（「学生向け保険案内」払込取扱票綴込）を受領し、払込取扱票に必要な事項を記入し、ゆうちょ銀行・郵便局で指定の保険料を支払うこと。

1～4年次：学生支援課保険担当「学研災窓口」

①福利厚生会館内2階北大生協トラベルセンター内・共済カウンター

②クラーク会館内2階北大生協共済・組合員カウンター

3) 保険期間

専攻により異なるので注意すること。

学部別入試入学者

看護学専攻	1～2年次は学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入,3～4年次に他に切替え
放射線技術科学専攻	1～4年次まで学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入
検査技術科学専攻	1～4年次まで学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入
理学療法学専攻	1～4年次まで学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入
作業療法学専攻	1～4年次まで学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入

総合入試入学者

入学時に1～4年次まで学研災及び学研賠に加入、2年次に保健学科へ移行した際に以下のとおり切替えること。

看護学専攻	2年次は学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入,3～4年次に他に切替え
放射線技術科学専攻	2～4年次まで学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入
検査技術科学専攻	2～4年次まで学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入
理学療法学専攻	2～4年次まで学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入
作業療法学専攻	2～4年次まで学研災(通学特約及び接触感染特約を含む)及び医学賠に加入

5. 抗体検査について

保健学科では、臨床実習・臨地実習を必修としているため、抗体検査を必須としている。1年次3月末までに各自、最寄りの医療機関・検診センター等で抗体検査を実施し、指定様式「抗体検査・ワクチン接種証明書」（検査実施日・検査値・判定が記入されたもの）を2年次ガイダンスに持参すること。

1) 検査項目について

受検項目：麻疹ウイルス、風疹ウイルス、水痘・帯状ヘルペス（以下、水痘という）ウイルス、流行性耳下腺炎ウイルス、B型肝炎抗原、B型肝炎抗体

検査方法：必ず抗体検査・ワクチン接種証明書に記載されている方法で受検する。これ以外の検査方法の場合は、再受検を求める。

抗体検査・ワクチン接種証明書：指定様式「抗体検査・ワクチン接種証明書」を持参し、検査実施日、検査値、判定を記入してもらう。基準値は実習施設から求められている値であり、これより下回る場合は（±）または（-）の判定に該当する。

2) ワクチン接種について

基準値を満たさずに（±）または（-）と判定された場合は、ワクチン接種を行うこと。専攻により指示内容が異なるので、以下表を参照すること。

①麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎：（±）の場合はワクチン接種を1回行う。（-）の場合はワクチン接種を2回行う。少なくとも1回は、1年次で済ませることが望ましい。接種後の抗体検査は不要である。

②B型肝炎：ワクチン接種を3回行う。ワクチン接種後は抗体検査が必要である。

3回のワクチン接種後の抗体価検査で（±）または（-）と判定された場合は、再度、ワクチン接種を3回行う。

看護学専攻	1年次のうちに①を済ませること。2年次にB型肝炎ワクチン接種のスケジュールが組まれているので、②は不要。（詳細は2年次ガイダンスで説明する。）。
放射線技術科学専攻	1年次のうちに①②を済ませること。詳細は新入生ガイダンスで資料を配布して説明する。
検査技術科学専攻	
理学療法学専攻	
作業療法学専攻	

抗体検査・ワクチン接種証明書：

指定様式「抗体検査・ワクチン接種証明書」を医療機関に持参し、ワクチン接種日の記入、ロッドラベルの貼付、実施医療機関の記入（または捺印）を求める。接種日等の記録がない場合は、接種したとみなされず、実習施設から実習の許可が得られない。

3) 費用について

抗体検査料・証明書作成料及びワクチン接種費は、全て自己負担とする。

抗体検査・ワクチン接種証明書

北海道大学医学部保健学科			専攻名		専攻		氏名		
生年月日	年	月	日	現住所	学生番号	ワクチン接種	ワクチン接種日	ロットラベル	実施医療機関
検査項目	検査方法	検査実施日	検査値	(+) の基準値	判定	検査値	検査値	検査値	検査値
麻疹	EIA 法 <IgG>	年 月 日		16.0 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
	EIA 法 <IgG>	年 月 日		8.0 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
水痘	EIA 法 <IgG>	年 月 日		4.0 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
	EIA 法 <IgG>	年 月 日		4.0 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
流行性 耳下腺炎	EIA 法 <IgG>	年 月 日		4.0 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
	EIA 法 <IgG>	年 月 日		4.0 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
B 型肝炎 抗原	EIA または CLIA、 RIA 法	年 月 日		10mIU/mL 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
	EIA または CLIA、 RIA 法	年 月 日		10mIU/mL 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
B 型肝炎 抗体	EIA または CLIA、 RIA 法	年 月 日		10mIU/mL 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)
	EIA または CLIA、 RIA 法	年 月 日		10mIU/mL 以上	(+)	(±)	(±)	(±)	(±)

抗体検査が上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所
医療機関名
医師名

(印)

<医療機関の皆様へのお願>
 ・検査実施日、検査値、判定（該当するところを○で囲んでください）のご記入をお願いいたします。
 ・検査値、基準値、判定欄の記入にあたっては、別紙「各ウイルス性疾患の抗体価の基準」を参照ください。
 ・ワクチン接種の際には、ロットラベルを貼付し、接種日と医療機関名を記載してくださいようお願いいたします。
 この証明書に記載されている氏名、生年月日、住所及びその他の個人情報、感染症の抗体保有状況把握のために利用します。また、取得した個人情報は適切に管理し、利用目的以外に使用しません。

各ウイルス性疾患の抗体価の受入基準

疾患名	抗体価陰性	抗体価陽性(±) (基準を満たさない)	抗体価陽性 (基準を満たす)
麻疹	EIA 法(IgG):陰性 あるいは PA 法:< 1:16 あるいは中和法:< 1:4	EIA 法(IgG):(±)~16.0 あるいは PA 法: 1:16,32,64,128 あるいは中和法:1:4	EIA 法(IgG):16.0 以上 あるいは PA 法:1:256 以上 あるいは中和法:1:8 以上
風疹	HI 法:<1:8 あるいは EIA 法(IgG): 陰性	HI 法:1:8,16 あるいは EIA 法(IgG): (±)~8.0	HI 法:1:32 以上 あるいは EIA 法(IgG): 8.0 以上
水痘	EIA 法(IgG):<2.0 あるいは IAHA 法:< 1:2 あるいは中和法:< 1:2	EIA 法(IgG):2.0~4.0 あるいは IAHA 法:1:2 あるいは中和法:1:2	EIA 法(IgG):4.0 以上 あるいは IAHA 法:1:4 以上 あるいは中和法:1:4 以上 あるいは水痘抗原皮内テストで陽性(5mm 以上)
流行性 耳下腺炎	EIA 法(IgG):陰性	EIA 法(IgG):(±)~4.0	EIA 法(IgG):4.0 以上

6. 図書館の利用について

① 保健科学研究所図書室

1) 開室時間・休室

(1) 開室時間：平日 9：00～17：00

(2) 休室：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

なお、臨時に休室するときは、その都度掲示で周知します。

2) 閲覧と貸出・返却

(1) 室内閲覧

- ・図書室の資料は自由に閲覧することができますが、利用した後は各自で元の場所に戻してください。
- ・室内では私語を慎み、静粛にしてください。

(2) 室外貸出

利用者	貸出冊数	貸出期間		
		図書	製本雑誌	未製本雑誌
学生	5冊以内	2週間	2週間	3日間
教員	20冊以内	3ヵ月	2週間	3日間

- ・資料の貸出手続きには、「学生証」又は「図書館利用証」が必要です。
- ・未製本雑誌等の貸出は、「図書借用証」に記入してください。
- ・参考図書（辞典・事典類）は貸出しません。
- ・貸出期間内に返却してください。返却日の過ぎた未返却図書がある場合、原則として新たな貸出しを行いません。
- ・他に予約がない場合、貸出期間を延長することができます。
- ・転貸（また貸し）はしないでください。
- ・資料を破損、紛失したときは、速やかに図書室職員に届け出てください。

(3) 返却

- ・貸出を受けた資料を返却するときは、カウンターに返却してください。
- ・閉室時等カウンターが閉まっているときは、廊下の返却用ポストに入れてください。

3) 一時持出

- (1) 図書、雑誌は、授業での使用やコピーのための「一時持出」ができます。カウンター前にある所定の用紙に必要事項を記入してから持出してください。
- (2) 一時持出は、当日中（17：00まで）に返却できる場合のみ許可します。17：00までに返却できない場合は、正規の貸出手続きを取ってください。
- (3) 返却する際は、カウンターにお持ちください。

4) AV 資料の視聴

- (1) AV 資料を視聴する際は、図書室内のビデオブースで視聴してください。
- (2) 原則、AV 資料の持出は認めていません。なお、講義室又は実習室等での視聴を希望する場合は、職員に申し出てください。

5) 蔵書目録、各種データベースの利用

- (1) 北大で所蔵している図書や雑誌がどこにあるか知りたい時は、蔵書目録（北海道大学附属図書館オンラインカタログ（OPAC））で検索します。
- (2) 特定の主題の文献（雑誌論文等）を探すときは、オンライン・データベースで検索します。本学で利用可能なデータベースは附属図書館ホームページに掲載しています。特に医学系では「医中誌 Web」や「PubMed」, 「MEDLINE」, 「CINAHL」等が利用できます。

6) 複写機の利用

図書室内にコイン式の複写機 1 台を設置しています。私費での コピーにはこの複写機を利用してください。

7) 時間外の利用

医学部保健学科の学生は、平日は17：00から22：00、土曜日・日曜日及び祝日（年末年始等の休館を除く）は9：00から22：00の時間、図書室を利用することができます。入退室は、各自の学生証でドアキーを解除して行ってください。

なお、平日の17：00以降及び土曜日・日曜日等はカウンター業務を終了していますので、貸出等はできません。室外貸出を希望する場合は、平日の17:00までに手続きを行ってください。

8) 図書室にない資料の利用

- (1) 研究室や他部局等に資料がある場合は、直接出向いて利用してください。研究室や部局等により利用方法が異なるので、事前に問い合わせてください。
- (2) 学内に資料がない場合は、他の大学や研究機関等から文献を取り寄せることができます(有料)。取り寄せを希望するときは、カウンターで申し込み手続きを行ってください。

9) その他

利用について分からないことがあるときは、カウンターで職員に尋ねてください。

② 他の図書館

附属図書館本館や北図書館、大学院医学研究院・大学院医学院・医学部図書館等の他部局図書館も利用できます。開館時間や貸出冊数等、利用条件はそれぞれ異なるので、ホームページで事前に確認してください。

附属図書館本館・北図書館 <https://www.lib.hokudai.ac.jp/>

大学院医学研究院・大学院医学院・医学部図書館 <https://www.lib.hokudai.ac.jp/med/>

7. 周知事項

1) 大学から学生諸君に対する種々の連絡等は、以下のいずれかにより行う。

授業に関すること、その他学生に通知すべき一切の事項は以下により周知される。通知・連絡等の見落とし、又は誤読は取り返しのつかない事態を生ずることがあるので、見落とし等のないようにすること。なお、呼出しの掲示等に接した者は、遅滞なく担当の窓口に出向くこと。

①統合情報共有プラットフォーム「Unire」(ユニーレ)

統合情報共有プラットフォーム Unire には、個人宛てを含めた授業・学生生活に関する重要な指示・連絡、安否確認の連絡、その他学生の皆さんにお知らせすべき情報が掲載される。掲載内容の確認漏れが取り返しのつかない事態に発展する場合がありますので、大学生活の基本として、Unire を確認する習慣を身につけること。

また Unire はパソコン等からのウェブブラウザでの利用に加え、スマートフォンアプリを利用することにより、プッシュ機能と連動して日常の情報の確認をより快適に行うことが可能となる。加えて災害時の緊急安否確認にも用いられるので、可能な限り自身のスマートフォンへもダウンロードしておくこと。

使い方や機能の詳細については以下のサイトを参照し Unire をダウンロード後、Unire 内に掲載されているマニュアルを確認のこと。

「Unire」紹介 Web サイト <https://dx.general.hokudai.ac.jp/unire/>

②公用掲示

Unire によるお知らせを基本とするが、総合教育棟の公用掲示板は正面玄関ホールに、医学部保健学科の公用掲示板は医学部保健学科校舎学生玄関ホールにあり、専攻ごとにも掲示板が設置されている。

医学部保健学科学生向けの ELMS グループを作成し、通知・連絡事項等を掲載する。

2) ロッカーの使用

専門教育期進級者に対し、医学部保健学科校舎内において、ロッカーを貸与する。使用に当たっては、次の点に留意すること。

- a) ロッカーは、使用者の責任において必ず施錠をすること。
- b) 盗難等による被害防止のため、ロッカーには貴重品を入れないこと。
- c) ロッカーを破損しないように取扱いに注意すること。
- d) 使用期間が終了したときは、私物を速やかに撤去し、清掃すること。

3) 医学部保健学科校舎玄関

学生用玄関を使用すること。

学生用玄関：I Cカード学生証による入退室管理

職員用玄関：開錠時間 7:00 施錠時間 22:00

4) 医学部保健学科校舎内での禁煙

医学部保健学科の建物は全館禁煙である。これは、非喫煙者に対する配慮及び将来の医療技術者としての自覚を持ってもらうためである。

5) 自動車による通学の禁止

本学では、構内における交通安全を確保し、教育研究の場に相応しい環境を維持するため、自動車（オートバイを含む）による通学を禁止している。

6) 福利厚生施設

(1) 総合教育棟南側に福利厚生会館がある。

1階には、1,100席の食堂があり、玄関ホール内にはキャッシュサービスコーナー（北海道銀行・北洋銀行・ゆうちょ銀行）が設置されている。2階には、学生控室・購買部（日用品・文房具・パソコン用品等）・書籍部及びトラベルセンターがある。詳細及び他の福利厚生施設については「学生生活の案内」を参照すること。

(2) 医学部保健学科校舎内には北大生協売店がある。

営業時間：

通常（有人）営業 平日 11:00～13:00

無人営業 各日 13:00～翌日11:00 ※

※土日祝日も含んだ通常営業時間外の営業です。

※お会計は生協電子マネーのみご利用いただけます。

営業品目：食料品、文具、雑貨など

7) 遺失物について

総合教育棟とその周辺（体育館、国際広報メディア・観光学院、福利厚生会館（北部食堂）、情報教育館等）で拾得され、HOSSO 窓口へ届けられた遺失物は、貴重品等（スマートフォン、家の鍵、時計、記名のある物等）の場合は HOSSO 事務室内に、その他衣類や靴、文房具等は落とし物ロッカーに展示しているので、心当たりがある場合は、HOSSO 窓口申し出ること。

また、総合教育部1年生の学生証については⑦番窓口（全学教育・総合教育担当）で保管しているので、必要に応じて確認を行うこと。

医学部保健学科校舎内での遺失物は、学生証・財布等の貴重品を除き医学部保健学科校舎職員用玄関ホールの「落とし物用陳列棚」に陳列しているので、鍵のかかっている棚の遺失物に心当た

りがある場合には、医学部保健学科教務担当に申し出ること。

8) 火災避難要領

(1) 教育イノベーション機構

火災発生は、サイレンによって通報される。消器、消火栓の位置を日頃から確認しておき、火災発生の際は教職員の指示に従い退避すること。97頁～100頁の平面図及び避難経路図を参照。

E棟の各階段には防火扉が設置され、火災発生時には、各階段に設置されている煙感知器の作動により閉鎖される。防火扉が閉鎖されても、退避方向に押し開けるドアが設置されている。

(2) 医学部保健学科

講義室及び実習室での授業中は、教員及び職員の指示に従い退避すること。

9) 授業料について

授業料は、年2期に分け、前期は5月中、後期は11月中に本学から連帯保証人（父母等）の住所に送付する振込用紙を金融機関の窓口を持参、または口座振替による指定の口座からの自動引き落とし（事前に手続きが必要）により払い込むこと。

各期において納付期限までに授業料を納付せず、督促を受けてもなお納付しないときは、理由の如何を問わず、当該授業料の納付にかかる学期の末日をもって除籍となる。

授業料が納付されていない学期に履修した授業科目の単位は、退学、除籍を問わず将来に渡って、一切認定しない。

10) ごみの分別について

①ごみ箱に排出するもの

焼却ごみ：生ごみ、紙類（汚れているもの）、プラスチック（汚れているもの）

燃料化ごみ：リサイクルできない紙、プラスチック（汚れていない・水洗いしたもの）

びん・缶・ペットボトル：中身を捨てること

②決まった保管場所へ運ぶもの

古紙：種類別に分け、ひもで縛ること

不燃ごみ：金属・ガラス等 ビニール袋に入れること

乾電池

※カップラーメンの汁などをそのまま洗面所の排水溝に流すことは、詰まりの原因になり、衛生面でも良くないため禁止する。大学生協や一部トイレに設置されている容器を利用すること。

8. 医学部保健学科学友会

医学部保健学科の学生と各学科目の教員により構成され、学生相互の親睦を深め、また学生と教員の親睦を図り、会員の教養と健康の向上に資するため活動している。

北海道大学医学部保健学科学友会会則

(名称)

第1条 本会は北海道大学医学部保健学科（以下「本学科」という。）学友会と称し、事務所を札幌市北区北12条西5丁目北海道大学医学部保健学科内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員の教養と健康の向上に資し、相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、本学科学生及び各学科目の教員をもって組織する。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

一 競技会等の事業

二 その他本会の目的を達するため必要な事業

2. 「北海道大学学生団体に関する規程」第12条の規定により医学部長に提出された届出書をもって結成された医学部内の体育系及び文化系団体に対して、この会は助成を図り、委員会の協議により助成金を与えることができる。

(役員及び責務等)

第5条 本会に次の役員を置く。

一 会長

二 運営委員長

三 運営委員

四 監査委員

第6条 会長には本学科長を充てる。

2. 会長は、会務を総理する。

第7条 運営委員長は、運営委員の互選に基づき会長が委嘱する。

2. 運営委員長は、第8条第2項に規定する運営委員会を掌理するとともに、会長を補佐し本会の円滑な運営を図る。

第8条 運営委員は、第13条に規定する会員代表者のうち、4年次学生以外のものとする。

2. 運営委員は、運営委員会を構成し、本会の企画及び運営に当たる。

3. 運営委員会の業務を分担して処理するため、運営委員会に庶務、会計、その他の担当を置く。

第9条 監査委員は、運営委員以外の会員から会長が委嘱する。

2. 監査委員は会計年度が終了後直ちに、前年度における予算の適正な執行について監査し、その結果を会員代表者会議に報告するほか、必要に応じ随時会計監査を行う。

第10条 役員（会長を除く。）の任期は原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。

(会員代表者会議)

第11条 本会の議決機関として、会員代表者会議（以下「会議」という。）を置く。

第12条 会議は、会長が招集し、毎学年度始めに開催する。ただし、緊急時においては、臨時に開催することができる。

2. 会議においては、次の事項を審議する。

一 会則の制定および改廃

二 事業計画

三 予算及び決算

3. 会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
ただし、会員代表者が都合により出席不能の場合は、委任状をもってかえることができる。

第13条 会員代表者は別表の定めるところにより専攻別・学年別に選出する。

(会計)

第14条 本会の事業に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入により支弁する。

2. 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 前条第1項に規定する会費の額及び納入時期は、次表のとおりとする。

会員区分	会 費 の 額	納入時期
教 員	俸給月額の1,000分の1に相当する額 ただし、10円未満の端数は切り上げる	毎月の給与支給時
学部学生	在学中3,000円。	2年次移行時 (令和5年度より)

(実施上の委任)

第16条 この会則の実施に関して必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この会則は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この会則は、令和4年11月1日から施行する。

附則

この会則は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第13条関係）

会員代表者選出基準

専攻	会員区分	教員	学生			計
			2年次	3年次	4年次	
看護学専攻		2	4	4	4	14
放射線技術科学専攻		1	2	2	2	7
検査技術科学専攻		1	2	2	2	7
理学療法学専攻		1	1	1	1	4
作業療法学専攻		1	1	1	1	4
計		6	10	10	10	36

9.欠席届

欠 席 届

年 月 日

_____教 員 殿

科 目 : _____

_____年入学 _____年_____組

学生番号 : _____

氏 名 : _____

下記の理由により欠席しますので、お届けします。

記

欠席理由 :

欠席した日（期間） :

年 月 日 ~ 年 月 日

このページをコピーして使用のこと。（医学部保健学科教務担当にもあります。）

10.課外活動(公認団体)による試験欠席届(医学部保健学科専門教育科目用)

<h2>課外活動(公認団体)による試験欠席届</h2>		
年 月 日		
_____教 員 殿		
科 目 :	_____	
専攻・学年 :	_____	専攻・ 年
学生番号 :	_____	
氏 名 :	_____	
下記の理由により欠席しますので、お届けします。		
記		
欠席日 :	_____年 月 日 ()	
課外活動団体の名称 :	_____	
欠席理由 (正式大会名, 課外活動期間等を明記すること) :	_____	
公認団体の顧問 (責任教員) :	_____	
所属・職名 :	_____	
内 線 :	_____	
氏 名 :	_____	印

このページをコピーして使用のこと。(医学部保健学科教務担当にもあります。)

第 3 部

規 程

1. 北海道大学通則

平成7年4月1日

海大達第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、平和的民主的な国家社会の形成に寄与することを目的とし、かつ、最高の教育機関として国家社会の向上を図り、もって人類の永遠の平和と福利に貢献することをその使命とする。

(学部及び学科又は課程)

第2条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

文学部 人文科学科

教育学部 教育学科

法学部 法学課程

経済学部 経済学科，経営学科

理学部 数学科，物理学科，化学科，生物科学科，地球惑星科学科

医学部 医学科，保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬科学科，薬学科

工学部 応用理工系学科，情報エレクトロニクス学科，機械知能工学科，環境社会工学科

農学部 生物資源科学科，応用生命科学科，生物機能化学科，森林科学科，畜産科学科，生物環境工学科，農業経済学科

獣医学部 共同獣医学課程

水産学部 海洋生物科学科，海洋資源科学科，増殖生命科学科，資源機能化学科

2 各学部の学生の収容定員は、別表のとおりとする。

(共同教育課程)

第2条の2 前条第1項の学科又は課程のうち、獣医学部共同獣医学課程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第43条第1項の共同教育課程とし、本学及び帯広畜産大学が共同して教育課程を編成するものとする。

(現代日本学プログラム課程)

第2条の3 本学に、第46条に規定する外国人留学生のための学位プログラムとして、現代日本学プログラム課程（以下「現代日本学プログラム」という。）を置く。

(インテグレイテッドサイエンスプログラム)

第2条の4 本学に、第46条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとして、インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。

(学部への進級)

- 第3条 本学に入学した第1年次の学生に係る修学指導, 学籍管理等については, 教育イノベーション機構(以下「機構」という。)において行うこととし, 第1年次において所定の授業科目を履修し, 所定の単位を修得した学生は, 第2条第1項に掲げる学部に進級するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず, 現代日本学プログラムの第1年次の学生に係る進級は, 別に定めるところによる。
- 3 第2年次以降に所属する学部, 学科等の決定は, 別に定めるところによる。

(大学院)

- 第4条 本学に, 大学院を置く。
- 2 大学院については, 別に定める。

第2章 学部

第1節 学年, 学期及び休業日

(学年及び学期)

- 第5条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を分けて, 次の2学期とする。
- 第1学期 4月1日から9月30日まで
- 第2学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 学部, 機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは, 前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。
- 4 学部, 機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは, 第2項に定める各学期を分けて, 授業を行う期間を定めることができる。

(休業日)

- 第6条 授業を行わない日(以下この条において「休業日」という。)は, 次のとおりとする。
- 日曜日及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 春季休業日
- 夏季休業日
- 冬季休業日
- 2 春季休業日, 夏季休業日及び冬季休業日は, 学部, 機構及び現代日本学プログラムにおいてそれぞれ別に定める。
- 3 前2項に定めるもののほか, 臨時の休業日は, その都度総長が定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず, 学部, 機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは, 休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあつては、6年とする。

(在学年限)

第8条 在学年限は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあつては、12年とする。

2 学部（第1年次の学生にあつては、本学）及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等において在学することのできる年限を定めることができる。

第3節 入学

(入学等の時期)

第9条 入学、再入学、転入学、編入学及び転部の時期は、4月とする。ただし、学部又は現代日本学プログラムが必要と認めるときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第11条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに、別に定める書類に第35条第1項第1号に規定する検定料を添えて本学に提出しなければならない。

(入学試験)

第12条 前条の規定により入学出願手続を行った者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験については、別に定める。

(入学)

第13条 前条に規定する入学試験を受験した者に対して、総長は、北海道大学入学者選抜委員会の議を経て、合格及び不合格の決定を行う。

2 前項の規定により入学試験に合格した者で、所定の期日までに、別に定める書類を提出したもののうち、第35条第1項第2号に規定する入学料を納付した者又は第36条第1項の規定による入学料の免除若しくは同条第2項の規定による入学料の徴収の猶予を申請した者に対して、総長が入学を許可する。

(編入学等の資格)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、学部又は現代日本学プログラムにおいて選考し、当該学部の教授会（現代日本学プログラムにあっては、現代日本学プログラム課程運営委員会。第15条第1項において同じ。）の議を経て、総長が入学を許可することができる。

- (1) 本学の中途退学者で再び同一の学部に入學を志願する者
 - (2) 他の大学に2年以上在學し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在學し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、入学を志願する者
 - (3) 本学若しくは他の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願する者
 - (5) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、入学を志願する者
 - (8) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、入学を志願する者
- 2 前項に規定する者のほか、他の大学に1年以上在學し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に13年以上在學し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、法学部の第2年次に入學を志願する者については、法学部において、選考の上入學を許可することができる。

(転入学)

第15条 他の大学から本学に転入学を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部及び

現代日本学プログラムにおいて選考し、当該学部の教授会の議を経て、総長が入学を許可することができる。ただし、当該学部に別段の定めがある場合は、欠員がないときであっても入学を許可することができる。

- 2 転入学を志願する者は、その際所属する大学の学部長又は学長の許可証を願書に添えなければならない。

(編入学等の入学出願手続等)

第16条 第11条及び第13条の規定は、前2条の規定により入学する場合に準用する。

(転部)

第16条の2 一の学部の学生であって他の学部に転部を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部において選考の上、学部長が転部を許可することができる。ただし、当該学部に別段の定めがある場合は、欠員がないときであっても転部を許可することができる。

- 2 転部を志願する者は、その際所属する学部の長の許可証を願書に添えなければならない。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第16条の3 本学は、本学、学部、学科若しくは課程又は現代日本学プログラムごとに、その教育上の目的を踏まえて定める卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部、学科若しくは課程又は現代日本学プログラムの専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第17条 教育課程は、次に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

(1) 教養科目

(2) 基礎科目

(3) 専門科目

(4) 国際交流科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目区分として日本語に関する科目を置くことができる。

- 3 第1項第1号及び第2号並びに前項の授業科目区分の授業科目のうち、複数学部の学生（第1年次の学生を含む。）を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目を全学教育科目（獣医学部共同獣医学課程においては、一般教養教育科目）と称する。

- 4 第1項第3号の授業科目区分の授業科目のうち、複数学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目を専門横断科目と称する。

- 5 授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は、学部及び現代日本学プログラムの定めるところによる。

- 6 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必

要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 8 第3項の全学教育科目に関し必要な事項は、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号）の定めるところによる。
- 9 第4項の専門横断科目に関し必要な事項は、北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）の定めるところによる。
- 10 第1項第4号の国際交流科目に関し必要な事項は、北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号）の定めるところによる。

（授業の方法）

- 第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（成績評価基準等の明示等）

- 第17条の3 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

- 第17条の4 学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（履修科目登録の上限）

- 第17条の5 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

- 2 学部、機構及び現代日本学プログラムは、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の授与)

第18条 学部、機構及び現代日本学プログラムは、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学修の結果を評価して単位を与えることができる。

(他学科又は他学部における授業科目の履修)

第18条の2 学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、学部の定めるところによる。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては、学部の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第19条 学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定の実施に当たっては、当該大学又は短期大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。
- 3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条の2 学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学等における単位等)

第19条の3 学部において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科若しくは外国の大学若しくは短期大学において学修した成果その他文部科学大臣が別に定める学修の成果について、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第19条第3項、前条第1項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い)

- 第20条 学部において教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条第1項若しくは短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第17条第1項に規定する科目等履修生(第4項及び第43条において単に「科目等履修生」という。))として履修した授業科目について修得した単位又は大学設置基準第31条第2項若しくは短期大学設置基準第17条第2項に規定する特別の課程履修生として履修した学校教育法第105条に規定する特別の課程について修得した単位を含む。)又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学部において教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った第19条の2第1項に規定する学修を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第3項、第19条の2第1項、前条第1項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 本学における科目等履修生(大学又は短期大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が新たに本学に入学する場合において、当該単位の修得により一の学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案し、当該学部が定める期間を教授会(教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。)の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(編入学生等の既修得単位等及び在学年数の取扱い)

- 第21条 第14条又は第15条の規定により入学を許可された者の、入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は専修学校の専門課程、高等学校の専攻科の課程若しくは外国の大学若しくは短期大学において学修した成果は、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 学部において、教育上有益と認めるときは、前項に規定する者が、入学前に行った第19条の2第1項に規定する学修(前項の規定を適用したものを除く。)を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることのできる単位数については、前条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する者の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、高等学校の専攻科の課程又は外国の大学若しくは短期大学における在学年数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。

第5節 休学、転学、留学、退学、除籍及び懲戒

(休学)

- 第22条 学生が疾病その他の事由により2月以上修学できないときは、休学願に、疾病の場合は医

師の診断書を、その他の事由の場合は詳細な事由書を添えて当該学部長（第1年次の学生にあっては教育イノベーション機構長、現代日本学プログラムの学生（第1年次の学生を除く。）にあっては現代日本学プログラム課程長。以下この節及び第40条第2項において同じ。）に提出し、その許可を得て、当該学年の終わりまで休学することができる。

第23条 疾病その他の事由により、修学が不相当と認められる学生に対しては、当該学部長は、休学を命ずることがある。

（復学）

第24条 休学している学生が、休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該学部長に提出し、その許可を得て復学することができる。

（休学期間）

第25条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあっては、6年を超えることができない。

2 第8条第2項の規定は、休学期間について準用する。

（休学期間の取扱い）

第26条 休学期間は、在学年数に算入しない。

（他大学への転学）

第27条 学生が他の大学に転学を志願するときは、事由を記した書類を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

（留学）

第28条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び学修の成果の取扱いについて準用する。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

（退学）

第29条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、詳細な事由を記した退学願を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第30条 次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部の教授会（第1年次の学生に係るものにあつては教育イノベーション機構総合教育委員会、現代日本学プログラムの学生（第1年次の学生を除く。）に係るものにあつては現代日本学プログラム課程運営委員会。次条において同じ。）の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 第8条に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。
- (3) 第36条第5項又は第7項の規定により納付すべき入学金を納付しないとき。
- (4) 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき。

(懲戒)

第31条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学部の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の学部（現代日本学プログラムを含む。）にいるとき及び第1年次の学生が含まれるときは、当該学部の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第32条 停学期間は、在学年数に算入しない。

(第1年次の学生に関する読み替え)

第32条の2 第18条の2から第20条まで及び第28条の規定は、第1年次の学生（現代日本学プログラムの学生を除く。）の授業科目の履修等について準用する。この場合において、第18条の2第1項、第19条から第20条まで及び第28条中「学部において」とあるのは「本学において」と、第18条の2第1項中「他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目」とあるのは「国際交流科目」（インテグレイテッドサイエンスプログラムを履修する学生にあっては「学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目」）と、同条第2項中「学部」とあり、第19条から第19条の3まで及び第20条第1項から第3項まで中「当該学部」とあるのは「本学」と読み替えるものとする。

(現代日本学プログラムの学生に関する読み替え)

第32条の3 第18条の2から第21条まで及び第28条の規定は、現代日本学プログラムの学生の授業科目の履修等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第18条の2第1項, 第19条第1項, 第19条の2第1項, 第19条の3第1項, 第20条第1項, 第20条第2項, 第21条第2項, 第28条第1項	学部において	現代日本学プログラムにおいて
第18条の2第1項	他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目	学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目
第18条の2第2項, 第18条の2第3項	学部	現代日本学プログラム
第19条第3項, 第19条の2第1項, 第19条の3第2項, 第20条第1項, 第20条第2項, 第20条第3項, 第20条第4項, 第21条第2項	当該学部	現代日本学プログラム
第20条第4項	一の学部	現代日本学プログラム
第20条第4項	教授会	現代日本学プログラム課程運営委員会

第21条第1項、 第21条第3項	当該学部の教授会	現代日本学プログラム課程運営委員会
第21条第1項	当該学部における	現代日本学プログラムにおける

第6節 卒業及び学位

(卒業)

第33条 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に対しては、当該学部の教授会の議を経て、総長が卒業を認定する。

2 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した現代日本学プログラムの学生に対しては、現代日本学プログラム課程運営委員会の議を経て、総長が卒業を認定する。

3 前2項の単位のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に124単位を超える単位の修得が必要な場合において、同項に規定する授業以外の方法により64単位以上を修得しているときは、この限りでない。

(早期卒業)

第33条の2 医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程を除き本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められ、かつ、当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、総長が卒業を認定することができる。

2 本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた現代日本学プログラムの学生に対しては、前条第2項の規定にかかわらず、現代日本学プログラムの定めるところにより、現代日本学プログラム課程運営委員会の議を経て、総長が卒業を認定することができる。

(学位)

第34条 前2条の規定により卒業を認定した者に対し、総長が学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号）の定めるところによる。

第7節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第35条 本学における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 17,000円
- (2) 入学料 282,000円
- (3) 授業料の年額 535,800円

2 本学の入学者選抜において、出願書類による選抜（以下この項及び第41条第1号において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び第41条第1号において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は、前項第

1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

3 現代日本学プログラム及びインテグレイテッドサイエンスプログラムにおける入学者選抜に係る検定料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、5,000円とする。

4 第14条及び第15条に規定する編入学等及び転入学に係る検定料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、30,000円とする。

(入学料の免除及び徴収の猶予)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者については、その者からの申請に基づき、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者

(2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項各号の規定に基づく入学料免除の支援対象者の要件のいずれかを満たすと認められる者

2 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができる。

3 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者に対しては、入学料の免除又は徴収の猶予の許可又は不許可が決定するまでの間は、入学料の徴収を猶予する。

4 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは、納付すべき入学料を納付しなければならない。

5 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が、入学料の免除の不許可若しくは一部の免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の免除の不許可又は一部の免除の許可を告知された者は、所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。

7 入学料の徴収を猶予された者が、当該猶予の期間中に退学を願い出たときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第37条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期（毎年4月1日から9月30日までとする。以下同じ。）及び後期（毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の2期に区分して納付するものとし、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、総長が特に必要と認めた場合には、この項本文に規定する納付の時期を延期し、又は本人の願い出により、同項本文に規定する額を分割して納付させることができる。

2 納付期限は、別にこれを定める。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(休学者の授業料)

第38条 前期又は後期の全期間を通じて休学するときは、その期分の授業料を免除する。

- 2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学するときの授業料の免除の取扱いについては、別に定める。
- 3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期中途において復学した場合は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を乗じて得た額を、復学した日の属する月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する者の授業料)

第38条の2 特別の事情により、学年の途中で卒業する者の授業料の額は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、卒業する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、学年の途中で卒業する者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(退学者等の授業料)

第39条 前期又は後期中途において退学し、又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた期間中であっても、当該期間分の授業料を納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第40条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、事由を付して当該学部長を経て総長に申請しなければならない。
- 3 授業料の免除を許可される者は、各期ごとに定める。
- 4 授業料の免除を申請した者に対しては、授業料の全部又は一部の免除の許可又は不許可が決定するまでの間は、授業料の徴収を猶予する。
- 5 授業料の免除を申請した者が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは、所定の期日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 6 授業料の免除の許可若しくは第4項の規定による徴収の猶予（以下この項において「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは、当該許可等を取り消すものとし、当該学生は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(検定料等の還付)

第41条 既納の検定料，入学料及び授業料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 本学の入学者選抜において，第1段階目の選抜を行い，第2段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が，第1段階目の選抜で不合格となったとき 第35条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (2) 大学入学共通テストを受けた者に対して行う本学の入学者を選抜するための試験において，検定料を納付した者が，当該試験の受験に必要な大学入学共通テストの科目を受験しなかったことが明らかとなった場合 第35条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (3) 前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が，その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合 後期に係る授業料に相当する額
- (4) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が，その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料に相当する額
- (5) 第36条第1項第2号の規定により入学料の免除を許可された場合であって，入学料を納付した後である場合 免除を許可された入学料に相当する額

第8節 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，日本語研修生，研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第42条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は，当該学部において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生に関して必要な事項は，北海道大学聴講生規程（平成7年海大達第21号）の定めるところによる。

(科目等履修生)

第43条 本学において一又は複数の授業科目を履修し，単位を修得しようとする本学の学生以外の者がある場合は，学部において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，科目等履修生として許可することができる。

- 2 前項の規定によるもののほか，機構において特定の専門横断科目を履修し，単位を修得しようとする本学の学生以外の者がある場合は，機構において適当と認め，かつ，支障のないときに限り，科目等履修生として許可することができる。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は，北海道大学科目等履修生規程（平成5年海大達第32号）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第44条 本学において特定の授業科目を履修し，単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生がある場合は，当該大学又は短期大学との協議に基づき，学部において，特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定によるもののほか，次に掲げる場合は，機構において，特別聴講学生として許可することができる。
 - (1) 本学において特定の全学教育科目又は専門横断科目を履修し，単位を修得しようとする他の

大学の学生がある場合であって、当該大学との協議に基づくとき。

- (2) 北海道大学短期留学プログラム規程（平成9年海大達第48号）に基づき、本学において国際交流科目を履修し、単位を修得しようとする外国の大学の学生がある場合であって、当該大学との協議に基づくとき。
 - (3) Hokkaido ユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施する Hokkaido サマー・インスティテュートに係る専門横断科目を履修し、単位を修得しようとする外国の大学の学生がある場合
 - (4) 本学において専門横断科目又は国際交流科目のうち日本語、日本文化及び日本事情に関する特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする外国の大学の学生がある場合であって、当該大学との協議に基づくとき。
- 3 前項第4号に掲げる場合における特別聴講学生は、日本語・日本文化研修生と称する。
 - 4 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
 - 5 特別聴講学生に係る授業料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。
 - 6 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとに、本学が指定する日までに納付しなければならない。ただし、特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程（平成16年海大達第267号）に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。
 - 7 特別聴講学生に係る既納の授業料は、還付しない。

（日本語研修生）

第44条の2 本学において日本語教育プログラムを受講しようとする外国の国籍を有する者がある場合は、機構において、日本語研修生として許可することができる。

（研究生）

第45条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第46条 外国人であって第12条、第14条又は第15条の規定によらないで本学に入学を志願する者がある場合は、支障のないときに限り、外国人留学生（この条において「留学生」という。）として選考の上、総長が入学を許可することができる。

- 2 留学生として入学できる者の資格は、別に定める。
- 3 第1項の規定により入学を許可する留学生について、総長が特に必要と認めた場合には、入学料及び授業料を徴収しないことができる。
- 4 留学生は、定員外とすることができる。

第2章の2 特別の課程

第46条の2 総長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第3章 教育職員免許

第47条 本学において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する基礎資格を取得し、かつ、専門科目について所要の単位を修得した者は、同法に規定する教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項に規定する所要資格の取得方法及び取得することができる教育職員免許状の種類については、教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程(昭和51年海大達第29号)の定めるところによる。

第4章 公開講座等

(公開講座)

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座講習料の額は、検定料等規程の定めるところによる。

3 公開講座講習料は、受講の申込みをするときに納付しなければならない。

4 既納の公開講座講習料は、還付しない。

(リカレント教育プログラム)

第49条 社会人の学び直しの機会を提供し、社会の持続的な発展に資するため、本学にリカレント教育プログラムを開設することができる。

2 リカレント教育プログラムの受講料の額(以下この条において「受講料」という。)は、検定料等規程の定めるところによる。

3 受講料は、受講の申込みをするときに納付しなければならない。

4 既納の受講料は、還付しない。

附 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年3月31日に本学に在学する者(以下「本学在学者」という。)及び平成7年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者(以下「平成7年度以降編入学生」という。)については、改正後の北海道大学通則(以下「新規程」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 教養部は、新規程の規定にかかわらず、平成7年3月31日に一般教育課程、医学課程又は歯学課程に在学する者(以下「教養部在学者」という。)及び平成7年4月1日以降に教養部在学者の属する年次に入学する者が、当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 文学部の哲学科、史学科、文学科及び行動科学科、理学部化学第二学科、工学部の精密工学科

及び電気工学科並びに水産学部の水産増殖学科，水産食品学科，水産化学科及び漁業学科は，新規程第2条の規定にかかわらず，本学在学者及び平成7年度以降編入学生が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

5 平成4年4月1日以降に改組を行った学科の改組前の学科については，本学在学者及び平成7年度以降編入学生が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

6 平成22年度から令和9年度までの医学部医学科及び医学部の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員及び収容定員の総計は，別表の規定にかかわらず，次の各号の表のとおりとする。

(1) 医学部医学科

年度	入学定員	収容定員
平成22年度	107	612
平成23年度	107	624
平成24年度	107	636
平成25年度	107	648
平成26年度	107	660
平成27年度から令和4年度まで	107	667
令和5年度	100	660
令和6年度	100	653
令和7年度	100	646
令和8年度	100	639
令和9年度	100	632

(2) 医学部

年度	入学定員	収容定員
平成22年度	287	1,372
平成23年度	287	1,384
平成24年度	287	1,396
平成25年度	287	1,408
平成26年度	287	1,420
平成27年度から平成28年度まで	287	1,427
平成29年度	287	1,407
平成30年度から令和4年度まで	287	1,387
令和5年度	280	1,380
令和6年度	280	1,373
令和7年度	280	1,366
令和8年度	280	1,359
令和9年度	280	1,352

(3) 全学部の総計

年度	入学定員	収容定員
平成 22 年度	2,492	10,532
平成 23 年度	2,485	10,567
平成 24 年度	(2,525) 2,485	(10,612) 10,572
平成 25 年度	(2,525) 2,485	(10,657) 10,577
平成 26 年度	(2,525) 2,485	(10,702) 10,582
平成 27 年度	(2,525) 2,485	(10,732) 10,572
平成 28 年度	(2,525) 2,485	(10,755) 10,555
平成 29 年度	(2,525) 2,485	(10,775) 10,535
平成 30 年度から令和 4 年度まで	(2,525) 2,485	(10,755) 10,515
令和 5 年度	(2,518) 2,478	(10,748) 10,508
令和 6 年度	(2,568) 2,528	(10,791) 10,551
令和 7 年度	(2,568) 2,528	(10,834) 10,594
令和 8 年度	(2,568) 2,528	(10,877) 10,637
令和 9 年度	(2,568) 2,528	(10,920) 10,680

附 則（平成 8 年 4 月 1 日海大達第14号）

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部機械工学第二学科は、改正後の北海道大学通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成 8 年 4 月 1 日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日海大達第14号）

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部の建築工学科及び衛生工学科は、改正後の北海道大学通則第 2 条の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成 9 年 4 月 1 日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 9 年 6 月 12 日海大達第49号）

この規程は、平成 9 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（平成10年4月1日海大達第28号）
この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日海大達第20号）
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月29日海大達第48号）
この規程は、平成11年9月29日から施行する。

附 則（平成12年4月1日海大達第21号）
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日海大達第136号）
この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月1日海大達第30号）
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月25日海大達第80号）
この規程は、平成13年7月25日から施行する。

附 則（平成14年4月1日海大達第28号）
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月19日海大達第8号）
この規程は、平成15年3月19日から施行し、平成15年3月7日から適用する。

附 則（平成15年9月17日海大達第55号）
この規程は、平成15年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月15日海大達第118号）
この規程は、平成15年10月15日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則（平成15年12月17日海大達第122号）
この規程は、平成15年12月17日から施行する。ただし、改正後の第41条第1号の規定は平成14年4月1日から、改正後の第3条第1項の規定は平成15年10月1日から適用する。

- 附 則（平成16年4月1日海大達第73号）
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
 - 2 平成11年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）に係る授業料の額及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学した者に係る授業料の額は、改正後の第35条

第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月22日海大達第268号）

この規則は、平成16年12月22日から施行する。ただし、改正後の第44条第4項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日海大達第44号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 工学部の材料工学科、応用化学科、情報工学科、電子工学科、システム工学科、応用物理学科、原子工学科、機械工学科、土木工学科、建築都市学科、環境工学科及び資源開発工学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成17年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年10月4日海大達第225号）

この規則は、平成17年10月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年1月23日海大達第1号）

- 1 この規則は、平成18年1月23日から施行する。ただし、第46条第3項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する外国人留学生（以下この項において「本学在学者」という。）に係る定員及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学した外国人留学生に係る定員は、改正後の第46条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日海大達第23号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部の総合薬学科並びに水産学部の水産海洋科学科、海洋生産システム学科、海洋生物生産科学科及び海洋生物資源化学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成18年3月31日に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成19年1月22日海大達第1号）

- 1 この規則は、平成19年1月22日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第17条の3を第17条の4とし、第17条の2の次に1条を加える改正規定及び第18条第2項を削る改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き在学する者及びこの規則の施行日の前日までに入学手続を終了した者の除籍については、改正後の第30条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日海大達第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度における改正後の別表の規定の適用については、医学部の項中「5」とあるのは「10」とし、「25」とあるのは「30」とし、総計の項中「75」とあるのは「80」とし、同表備考第3号中「第

2年次編入学定員」とあるのは「第2年次編入学定員5名及び第3年次編入学定員5名」とする。

附 則（平成19年11月1日海大達第260号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、改正後の第14条第1項第4号の規定は平成17年10月1日から、改正後の第1条の規定は平成18年12月22日から適用する。

附 則（平成19年12月26日海大達第267号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定、第17条の見出しの改正規定、同条第5項第2号の次に1号を加える改正規定、第17条の4を第17条の5とする改正規定、第17条の3の改正規定及び同条を第17条の4とし、第17条の2の次に1条を加える改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日海大達第157号）

この規則は、平成20年12月22日から施行し、改正後の第37条第1項及び第38条の2第1項の規定は、平成21年度に係る授業料から適用する。

附 則（平成21年4月1日海大達第31号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日海大達第56号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日海大達第316号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 理学部の地球科学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成23年3月31日に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成23年3月23日海大達第33号）

この規則は、平成23年3月23日から施行する。

附 則（平成23年4月1日海大達第55号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日海大達第19号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 農学部 of 農業工学科及び獣医学部の獣医学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、本学在学者及び平成24年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成25年10月15日海大達第107号）
この規則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成26年8月25日海大達第174号）
この規則は、平成26年8月25日から施行する。

附 則（平成27年4月1日海大達第44号）
1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2 平成27年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第33条第1項及び第33条の2第1項の規定（当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月25日海大達第228号）
この規則は、平成27年9月25日から施行する。

附 則（平成28年4月1日海大達第39号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日海大達第115号）
この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日海大達第135号）
この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日海大達第196号）
この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日海大達第47号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日海大達第201号）
この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日海大達第117号）
この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日海大達第138号）
1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日までに第30条第4号の規定に該当し除籍となった者に係る復籍については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日海大達第41号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日海大達第38号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月23日海大達第112号）
この規則は、令和2年6月23日から施行する。

附 則（令和3年4月1日海大達第31号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日海大達第131号）
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日海大達第38号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日海大達第36号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日海大達第47号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日海大達第 号）
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	人文科学科	185		740
教育学部	教育学科	50	10	220
法学部	法学課程	200	20	850
経済学部	経済学科	100		400
	経営学科	90		360
	計	190		760
理学部	数学科	50		200
	物理学科	35		140
	化学科	75		300
	生物科学科	80		320
	地球惑星科学科	60		240
	計	300		1,200

医学部	医学科	100	5	625
	保健学科			
	看護学専攻	70		280
	放射線技術科学専攻	37		148
	検査技術科学専攻	37		148
	理学療法学専攻	18		72
	作業療法学専攻	18		72
	計	280	5	1,345
歯学部	歯学科	53		318
薬学部	薬科学科	50		200
	薬学科	30		180
	計	80		380
工学部				
	応用理工系学科	160	10	640
	情報エレクトロニクス学科	230		720
	機械知能工学科	120		480
	環境社会工学科	210		840
	計	720	10	2,900
農学部	生物資源科学科	36		144
	応用生命科学科	30		120
	生物機能化学科	35		140
	森林科学科	36		144
	畜産科学科	23		92
	生物環境工学科	30		120
	農業経済学科	25		100
	計	215		860
獣医学部	共同獣医学課程	(80) 40		(480) 240
水産学部	海洋生物科学科	54		216
	海洋資源科学科	53		212
	増殖生命科学科	54		216
	資源機能化学科	54		216
	計	215		860
総計		(2,568) 2,528	45	(10,913) 10,673

備考

- 1 学部及び学科又は課程の入学定員は、学生が第2年次に進級した場合の入学定員である。
- 2 教育学部の編入学定員は、第3年次編入学定員である。
- 3 法学部の編入学定員は、第2年次編入学定員10名及び第3年次編入学定員10名である。
- 4 医学部の医学科の編入学定員は、第2年次編入学定員である。
- 5 工学部の編入学定員は、高等専門学校卒業者の第3年次編入学定員である。
- 6 獣医学部及び総計の()書きの数字は、本学及び帯広畜産大学の合計数である。

2. 北海道大学医学部規程

平成7年4月1日

海大達第9号

(趣旨)

第1条 北海道大学医学部（以下「本学部」という。）の教育課程等に関し必要な事項は、北海道大学通則（平成7年海大達第2号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 本学部は、人類の健康増進に資するための体系的な教育を行うことにより、豊かな人間性、高い倫理観及び国際的視野を備え、医学、医療又は生命科学の実践及び発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

(学科及び専攻)

第2条 本学部は、次の2学科を置く。

医学科

保健学科

2 前項に規定する保健学科に履修上の区分として、次の専攻を設ける。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(教育課程の区分)

第3条 医学科の6年の教育課程を、次に掲げるコースに区分する。

医学教養コース 第1年次第1学期から第1年次第2学期まで

基礎医学コース 第2年次第1学期から第3年次第1学期まで

臨床医学コース 第3年次第2学期から第4年次第1学期まで

臨床実習コース 第4年次第2学期から第6年次第2学期まで

2 保健学科の4年の教育課程を、次に掲げる教育期に区分する。

総合教育期 第1年次第1学期から第1年次第2学期まで

専門教育期 第2年次第1学期から第4年次第2学期まで

(進級)

第4条 医学科において次の各号に掲げる要件を満たした者を、当該各号に掲げるコースに進級させる。

(1) 通則第3条第1項の規定により、医学科の第2年次に進級した者 基礎医学コース

(2) 基礎医学コースに1年6か月以上在学し、所定の授業科目を履修し、通算して全学教育科目46単位以上及び専門科目52.5単位を修得した者 臨床医学コース

(3) 臨床医学コースに進級後1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、専門科目37.5単位を修

得した者 臨床実習コース

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、進級に係る所定の単位のうち、専門科目2科目に係る単位のみの未修得者については、教授会の議を経て、進級させることがある。
- 3 保健学科において、通則第3条第1項の規定により、保健学科の第2年次に進級した者を、専門教育期に進級させる。
- 4 保健学科において次の各号に掲げる要件を満たした者を、当該各号に掲げる年次に進級させる。
 - (1) 第2年次に進級後1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者 第3年次
 - (2) 第3年次進級後1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者 第4年次
- 5 前各項の規定の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(在学年限)

- 第5条 医学科においては、医学教養コースに2年、基礎医学コースに3年6か月、臨床医学コースに2年、臨床実習コースに4年6か月を超えて在学することはできない。
- 2 保健学科においては、総合教育期に2年、専門教育期に6年を超えて在学することはできない。

(授業科目及び単位)

- 第6条 授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

- 第7条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。ただし、全学教育科目にあつては、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号。以下「全学教育科目規程」という。）の定めるところによる。
- (1) 医学科にあつては、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 保健学科にあつては、次のとおりとする。
 - イ 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - ロ 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
 - ハ 講義、演習又は実習の併用により行う場合については、本号イ及びロに規定する基準を考慮して学部長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

- 第8条 授業科目を履修するためには、学期の始めに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

(他学部履修等)

- 第9条 他学部の授業科目（全学教育科目を除く。）、北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目及び北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号）に定める国際交流科目は、所定の手続を経て、履修することができる。
- 2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における履修等)

第10条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学若しくは短期大学の授業科目を履修し、又は外国の大学若しくは短期大学に留学することを認めることがある。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修した成果については、北海道大学の第1年次の学生に係る履修、修学等に関する規程（平成22年海大達第317号。以下「第1年次規程」という。）第7条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の2 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第1年次規程第8条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲、単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(休学期間中の他の大学等における単位等)

第10条の3 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科若しくは外国の大学若しくは短期大学において学修した成果その他文部科学大臣が別に定める学修の成果について、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第10条第2項、前条第2項及び第1年次規程第9条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 本学部において教育上有益と認めるときは、本学部の第2年次に進級した者が、本学の入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項若しくは短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条第1項に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位又は大学設置基準第31条第2項若しくは短期大学設置基準第17条第2項に規定する特別の課程履修生として履修した学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別の課程について修得した単位を含む。）又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果（第1年次規程第10条第1項の規定により第1年次において修得した単位とみなされたものを除く。）を、進級後の本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 本学部において教育上有益と認めるときは、本学部の第2年次に進級した者が、本学の入学前に行った第10条の2第1項に規定する学修（第1年次規程第10条第2項の規定により第1年次において単位を与えられたものを除く。）を、進級後の本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第10条第2項、第10条の2第1項及び前条第1項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数並びに第1年次規程第10条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により履修したものとみなすことのできる授業科目の範囲、第2項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲及びこれらの単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(編入学等)

- 第11条の2 医学科に、通則第14条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する者が入学を志願するときは、教授会の議を経て、総長が入学を許可することがある。
- 2 編入学等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(休学期間)

- 第12条 医学科においては、医学教養コースにおいて2年、基礎医学コース、臨床医学コース及び臨床実習コースにおいて5年を超えて休学することはできない。ただし、医学教養コース、基礎医学コース、臨床医学コース及び臨床実習コースを通算して6年を超えて休学することはできない。
- 2 保健学科においては、総合教育期において2年、専門教育期において3年を超えて休学することはできない。ただし、総合教育期及び専門教育期を通算して4年を超えて休学することはできない。

(試験)

- 第13条 試験は、科目試験とする。
- 2 科目試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、これによりがたい場合は、臨時に行うことがある。
 - 3 前項の規定にかかわらず、全学教育科目の試験については、全学教育科目規程の定めるところによる。

(成績)

- 第14条 授業科目の成績の評価は、A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺、C、D、D⁻及びFのいずれかの評語を付すことにより行うものとし、A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺及びCを合格とする。ただし、授業科目（全学教育科目を除く。）のうち、演習及び実習の評価は、合格及び不合格とすることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、授業科目の成績の評価については、北海道大学における授業科目の成績の評価に関する規程（平成27年海大達第49号）の定めるところによる。

(卒業認定)

- 第15条 本学部において、次に掲げる要件を満たし、かつ、学部長が別に定める卒業に必要な基準を満たした者について、教授会の議を経て、総長が卒業を認定する。
- (1) 医学科においては、本学に6年以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目46単位以上及び専門科目158単位を修得すること。

- (2) 保健学科においては、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目を40単位以上修得し、かつ、専門科目を看護学専攻にあつては100単位以上、放射線技術科学専攻にあつては110単位以上、検査技術科学専攻にあつては109単位以上、理学療法学専攻にあつては99単位以上、作業療法学専攻にあつては98単位以上修得すること。

(特別聴講学生)

第16条 本学部において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 特別聴講学生は、学年又は学期ごとに許可する。
- 3 特別聴講学生に係る試験については、第13条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第17条 通則第46条の規定により入学を許可された外国人留学生は、定員外とすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

別表（第6条関係）

(略)

2-2. 北海道大学医学部保健学科における卒業に必要な基準

(趣旨)

第1条 この基準は、北海道大学医学部規程（平成7年海大達第9号）第15条に規定する卒業に必要な基準について定めるものとする。

(卒業に必要な基準)

第2条 医学部保健学科における卒業に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 卒業時における通算GPA（北海道大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項（平成18年4月1日制定。次号において「GPA要項」という。）に定める通算GPAをいう。）が2.0以上であること。
- (2) 前号の基準に満たない場合、2年次以降に修得した科目の卒業時における通算GPA（GPA要項に定める通算GPAをいう。）が2.0以上であること。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から実施し、同年4月1日以降に北海道大学の第1年次に入学した者（以下この項において「平成27年度以降入学者」という。）及び平成27年度以降入学者の属する年次に入学した者について適用する。

3. 北海道大学医学部保健学科における授業科目の履修方法，試験及び進級に関する内規

(趣旨)

第1条 北海道大学医学部保健学科（以下「本学科」という。）の教育課程における授業科目の履修方法，試験及び進級に関しては，北海道大学医学部規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか，この内規の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第2条 前条に規定する授業科目の教育期は総合教育期及び専門教育期に区分する。

(単位の認定)

第3条 履修した授業科目の単位認定は，試験その他の方法により行う。

(試験)

第4条 規程第13条第1項に規定する授業科目試験（以下「定期試験」という。）は，原則として当該授業科目の終了後，期間又は期日を定めて行う。ただし，中間試験は随時行うことができる。

(受験資格)

第5条 定期試験を受けることができる者は，原則として出席時数が当該授業科目の授業時数の3分の2以上の者とする。

(追試験)

第6条 病気，事故又はその他やむを得ない事由により定期試験を受験できないときに，あらかじめ試験欠席届（医師の診断書又は詳細な事由書添付）を担当教員に提出し，正当な理由として認められた者に対して追試験を行う。ただし，やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは，その事由を付して直ちに届け出なければならない。

2 追試験は，原則として当該定期試験と同じ学期内に行なう。

(再試験)

第7条 定期試験又は追試験を受験し，不合格となった者に対して行うことがある。

(成績の評価基準)

第8条 成績は100点満点とし，別表第1のとおりとする。ただし，一部の授業科目については，各専攻で定める成績評価基準に基づき，特定の「成績グレード」のみを用いた成績評価および「合・否」で成績評価を行う。

2 再試験の結果，合格となった者の評価は，原則として「C」とする。

(進級)

第9条 規程第4条第4項に規定する進級要件については，別表第2のとおりとする。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験及び進級について必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に本学に在学する者（以下「在学生」という。）及び同年4月1日以降に在学生の属する年次に入学する者については、改正後の別表第2（第9条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第8条関係）

評語(グレード)	点数
A ⁺	95 - 100
A	90 - 94
A ⁻	85 - 89
B ⁺	80 - 84
B	75 - 79
B ⁻	70 - 74
C ⁺	65 - 69
C	60 - 64
D	50 - 59
D ⁻	0 - 49
F	評価無

備考 A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺及びCを合格の評語とし、D、D⁻及びFを不合格の評語とする。

別表第2（第9条関係）

(略)

4. 北海道大学医学部保健学科学生の大学院保健科学院授業科目及び大学院共通授業科目履修に関する取扱要項

令和3年3月18日
学科会議承認

(目的)

第1条 医学部保健学科では、学士課程において優秀な成績を修め、かつ、北海道大学大学院保健科学院に進学を希望する学生に対して、より高度な教育を早期に受けることが可能な学修環境を提供し、もって大学院への進学の実機付けに資することを目的として、大学院保健科学院授業科目及び大学院共通授業科目の履修を、以下に定める範囲で認めるものとする。

(履修者の資格)

第2条 前条における授業科目を履修（以下「早期履修」という。）することができる学生は、医学部保健学科卒業後、引き続き、大学院保健科学院修士課程に進学を希望する者で、3年次1学期までに、医学部規程（平成7年4月1日海大達第9号）別表に掲げる専門科目において所定の単位を修得し、かつ、通算GPAが3.0以上の評価を得た者で、第6条に規定する審査及び保健学科会議の議を経て、医学部保健学科長（以下「学科長」という。）が許可した者とする。

(履修者数)

第3条 履修者数は10名程度とする。

(履修対象科目)

第4条 早期履修の対象となる授業科目（以下「早期履修科目」という。）は、保健科学院規程（平成20年4月1日海大達第85号）別表（第8条関係）における専攻共通科目「リスクマネジメント特論」及び北海道大学大学院通則（昭和29年3月17日海大達第3号）第21条第9項に規定する「大学院共通授業科目」とする。

(履修単位数の上限)

第5条 早期履修科目の履修は10単位を上限とする。

(早期履修予定者の決定)

第6条 早期履修予定者の決定については次のとおりとする。

- (1) 学科長は、学生から早期履修の申請があった場合、学科教務委員会に審査を付託する。
- (2) 学科教務委員会は申請のあった者のうち、通算GPAの上位の者から順に履修者数の範囲内において早期履修予定者を決定する。
- (3) 前号の審査は、3年次2学期に行う。
- (4) 審査の結果は、「可」又は「不可」とし、「可」の者を早期履修予定者とする。ただし、早期履修予定者が4年次に進級できなかった場合は、当該許可を取り消す。

(その他)

第7条 本要項に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、学科長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。

5. 北海道大学全学教育科目規程

平成7年4月1日
海大達第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道大学通則（平成7年海大達第2号）第17条第8項の規定に基づき、北海道大学における全学教育科目の授業科目等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目区分)

第2条 全学教育科目の授業科目区分は、次のとおりとする。

- (1) 教養科目
- (2) 基礎科目
- (3) 日本語に関する科目

(授業科目及び単位)

第3条 全学教育科目の授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

第4条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教養科目のうち外国語科目にあつては30時間の授業をもって1単位とし、日本語に関する科目にあつては15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習又は実技の併用により行う場合については、前2号に規定する基準を考慮して総長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の年次配当)

第5条 各授業科目の各年次への配当は、学部において定める。

(試験)

第6条 試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、これによりがたい場合は、臨時に試験を行うことがある。

2 疾病、事故その他のやむを得ない事由により、試験を受けることができなかつた者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第7条 授業科目の成績の評価は、A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺、C、D、D⁻及びFのいずれかの評語を付すことにより行うものとし、A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺及びCを合格とする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の成績の評価については、北海道大学における授業科目の

成績の評価に関する規程（平成27年海大達第49号）の定めるところによる。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、全学教育科目に関し必要な事項は、北海道大学教育イノベーション機構全学教育委員会の議を経て、北海道大学教育イノベーション機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

（略）

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（略）

6. 北海道大学学位規程

昭和33年9月10日
海大達第12号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北海道大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、北海道大学通則(平成7年海大達第2号)及び北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号。以下「大学院通則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、別表第1に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(専門職学位課程を修了した者に授与する学位)

第2条の2 大学院通則第3条に規定する専門職学位課程を修了した者に授与する専門職学位は、別表第1に定めるとおりとする。

(大学院の課程による者の学位論文等の提出)

第3条 本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとするときは、当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を、研究科又は学院(以下「研究科等」という。)の長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは、当該学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなければならない。

(論文提出による博士の学位授与の申請)

第4条 大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位の授与を申請しようとする者は、第18条の規定による学位申請書に、学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学してから1年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 論文審査手数料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程(昭和53年海大達第15号)の定めるところによる。

4 既納の論文審査手数料は還付しない。

(学位論文及び資料)

第5条 第3条又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出する学位論文は、一篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

3 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果並びに同条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出された学位論文は、返還しない。

(学位の授与に係る審査等)

第6条 学位論文の提出があったときは、第3条第2項の場合にあっては研究科等の長が、第4条第1項又は第2項の場合にあっては、第2条に規定する専攻分野の名称に応じて総長が、当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）に、学位論文の審査、試験及び試問（第3条第2項の場合にあっては審査及び試験。以下同じ。）（以下「審査等」という。）を付託する。

2 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学術について行う。

3 試問は、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者に対し、口答試問及び筆答試問により行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、研究科等の教授会の定めるところによる。

4 大学院通則第25条第2項ただし書の規定により、試問を免除することができるのは、第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから研究科等の教授会が定める年限内に学位論文を提出したときとする。

5 大学院通則第25条第2項ただし書に規定する試問以外の方法とは、学位の授与を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査とし、当該審査は、研究科等の教授会が特に認めたとときに行うことができる。

6 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。

7 大学院通則第22条第2項に規定する試験及び審査に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。

(審査委員)

第7条 研究科等の教授会は、当該研究科等の研究指導を担当する教授（客員教授及び特任教授を含む。）のうちから3名以上の審査委員を選定して、前条第1項の審査等を行う。

2 前項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 当該研究科等の研究指導を担当する准教授、講師又は助教（客員准教授並びに特任准教授、特任講師及び特任助教を含む。）

(2) 他の研究科等の研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教

(3) 他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等

3 前2項の規定により審査委員に選定された者のほか、第1項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、同項に規定する教授又は前項第1号に規定する准教授と同等の能力を有すると認める者を審査委員に加えることができる。

第8条 削除

(審査期間)

第9条 審査委員は、第3条第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に、審査等を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員の報告)

第10条 審査委員は、審査等を終了したときは、ただちにその結果を当該研究科等の教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議)

第11条 研究科等の教授会は、前条の報告に基づき、第3条第2項の規定により学位論文を提出した者にとっては、課程の修了の可否について、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者にとっては、学位の授与の可否について審議する。

2 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 海外出張中、休職期間中その他当該研究科等の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は、前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。

4 第1項に規定する事項に係る議事は、出席構成員の3分の2以上で決するものとする。

5 卒業の可否については学部の教授会（現代日本学プログラム課程にあっては、現代日本学プログラム課程運営委員会。次条第2項及び第16条において同じ。）が、修士課程の修了の可否については研究科等の教授会が、専門職学位課程の修了の可否については当該課程を置く研究科又は教育部の教授会が審議する。

6 前項の教授会の定足数及び議決の方法は、各学部、各研究科等又は教育部の長（現代日本学プログラム課程にあっては、現代日本学プログラム課程長。次条第2項において同じ。）が別に定める。

(報告)

第12条 前条第1項の規定に基づき、学位の授与の可否について審議する研究科等の教授会が、同条第4項の議決をしたときは、当該研究科等の長は、学位論文とともに学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなければならない。

2 前条第1項又は第5項の規定に基づき、学部、研究科等又は教育部の教授会が卒業又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了の可否について議決したときは、当該学部、研究科等又は教育部の長は、可とした者を総長に報告しなければならない。

3 前項の博士課程の修了の認定をした者を報告するに際しては、当該者の学位論文、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を併せて報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 総長は、前条第1項の報告に基づき、大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 総長は、前条第2項の報告に基づき、卒業を認定又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了を認定した者に対し、学位記を授与する。

(学位論文要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を

インターネットの利用により公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、当該研究科等の教授会の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は、当該やむを得ない事由がなくなったときは、学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。
- 4 前3項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には、北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

- 第16条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部、研究科等又は教育部の教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 学部、研究科等又は教育部の教授会において前項の議決をするには、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

(財産上の利益等の受領の禁止)

- 第16条の2 第7条に規定する審査委員は、審査等の対象となる者から供応接待又は金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。その職を退いた後にあつては、通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(登録)

- 第17条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記及び書類の様式等)

- 第18条 学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年3月20日から施行する。ただし、修士の学位に関する規定は、昭和30年1月1日から適用する。
- 2 北海道大学学位規程（大正10年3月22日北大達第6号）は、この規程の施行にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については、昭和35年3月31日）まで効力を有する。
- 3 本学大学院の博士課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を修了した者に同種の学位を授与した後において取扱う。

(略)

附 則（平成31年4月1日海大達第43号）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則（平成31年海大達第42号）附則第2項に規定する文学研究科及び情報科学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、文学研究科の修士及び博士の学位にあっては文学又は学術とし、情報科学研究科の修士の学位にあっては工学又は情報科学とする。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

1 学士

学部等	専攻分野の名称
医学部	医学 看護学 保健学

備考 専攻分野の名称中「経済学」は経済学部経済学科の卒業生の学位に、「経営学」は経済学部経営学科の卒業生の学位に、「医学」は医学部医学科の卒業生の学位に、「看護学」及び「保健学」は医学部保健学科の卒業生の学位に、「薬科学」は薬学部薬科学科の卒業生の学位に、「薬学」は薬学部薬学科の卒業生の学位に付記する。

2 修士及び博士

研究科及び学院	専攻分野の名称	
	修士	博士
保健科学院	保健科学 看護学	保健科学 看護学

備考 一の研究科等において専攻分野の名称を複数掲げている場合、当該名称を付記する対象者の範囲は、当該研究科等が別に定める。

3 専門職学位

(略)

別表第2（第18条関係）

(略)

7. 北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規

平成17年4月1日

総長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道大学通則（平成7年海大達第2号。以下「通則」という。）第30条第4号及び北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下「大学院通則」という。）第20条第4号に規定する授業料の未納による除籍の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の未納による除籍の取扱い)

第2条 北海道大学（以下「本学」という。）の第1年次の学生、学部学生及び現代日本学プログラム課程の学生で通則第30条第4号の規定に該当するものにあつては同条本文の規定により、大学院学生で大学院通則第20条第4号の規定に該当するものにあつては同条本文の規定により、当該授業料の納付に係る学期（通則第5条第2項及び大学院通則第6条第1項に規定する学期をいう。）の末日をもって除籍する。ただし、通則第37条第1項ただし書き、大学院通則第29条第1項ただし書き又は北海道大学授業料等免除内規（昭和36年3月30日学長裁定）第8条第4項ただし書き若しくは第20条の2の規定により、この項本文に規定する日より後の日まで当該授業料の納付を延期された者は、その延期された日の属する学期の末日をもって除籍する。

(除籍手続等)

第3条 授業料を納付しない者（以下「未納者」という。）に対する督促及び前条の規定による除籍等に関する手続は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 総長は、授業料の納付期限を過ぎたときは、当該学期の未納者に対して掲示により督促する。
- (2) 総長は、前号の規定による督促をしてもなお納付しないときは、未納者及び当該未納者の連帯保証人（以下「保証人」という。）に対して文書により督促する。
- (3) 未納者の在学する学部若しくは現代日本学プログラム課程又は大学院の研究科、学院若しくは教育部（以下「学部等」という。）の長（第1年次の学生に係るものにあつては、教育イノベーション機構長。次条において同じ。）及び当該学部等の事務部（第1年次の学生に係るもの及び現代日本学プログラム課程の学生に係るものにあつては学務部。）は、当該未納者及び保証人に対して面談その他の方法により除籍の取扱いについて説明し、授業料の納付について指導する。
- (4) 総長は、前3号の手続を行ってもなお納付しないときは、当該未納者の在学する学部等の教授会（第1年次の学生に係るものにあつては教育イノベーション機構総合教育委員会、現代日本学プログラム課程の学生に係るものにあつては現代日本学プログラム課程運営委員会。次条において同じ。）の議を経て、当該未納者を除籍する。
- (5) 総長は、除籍を決定したときは、除籍の通知を当該未納者に送付するとともに、当該通知の写しを保証人に送付する。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、授業料の未納による除籍の取扱いに関し必要な事項は、各学部等の教授会の議を経て、各学部等の長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この内規の施行前に除籍した者については、適用しない。
- 2 平成17年3月31日に本学に在学し、この内規の施行後引き続き本学に在学する者については、第2条及び第3条中「2期」とあるのは、この内規の施行日前における授業料未納の期を算入しないものとする。
- 3 前項の規定によりこの内規の施行日前における授業料未納の期を算入されなかった者が、第2条の規定により除籍された後に第4条第1項の規定により復籍を願い出るときは、前項の規定により算入されなかった期に係る未納の授業料を含めた額を納付しなければならない。

附 則（平成19年5月9日）

- 1 この内規は、平成19年5月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日）

この内規は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年7月1日）

この内規は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日）

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月31日までに除籍した者に係る復籍については、改正後の北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 平成31年3月31日に本学に在学し、この内規の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以降引き続き本学に在学する者であって、施行日前における授業料を納付しないものが、施行日以降においてもなお納付しないときは、改正後の第2条及び第3条の規定の例により、平成31年9月30日をもって除籍する。

附 則（令和2年4月1日）

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月31日）

この内規は、令和2年7月31日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

8. 保健学科学生の個人情報の保護に関する申合せ

平成19年2月22日
保健学科会議決定

(目的)

第1条 この申合せは、北海道大学医学部保健学科（以下「本学科」という。）に在学する学生（以下「学生」という。）が扱う個人情報の適切な管理のために必要な事項を定め、もって個人情報の適正な取扱いの確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この申合せにおいて「個人情報」とは、個人に関する情報で、氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(学生の義務)

第3条 学生は、在学中のみならず、卒業し、若しくは退学し、又は除籍された後においても、在学中に知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

2 学生は、医療施設等において実習を行う際に取得した個人情報の取扱いに当たっては、所属する専攻に応じて当該専攻が定める事項を遵守しなければならない。

3 学生は、講義、演習、実習等において知り得た他の学生、患者、教職員等に関する情報にはすべて個人情報が含まれることを自覚するとともに、口頭、文書、インターネット等により情報を発信する場合は、あらかじめ、当該情報に個人情報が含まれるか否かを判断しなければならない。

(個人の責任)

第4条 学生が、本人の同意を得ないで当該本人の個人情報を自己又は当該本人以外の第三者に提供した場合は、損害賠償その他の法律上の責任を負うことがある。

(雑則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、学生が扱う個人情報の適切な管理に関し必要な事項は、専攻が定める。

付 記

この申し合わせは、平成19年4月1日から実施する。

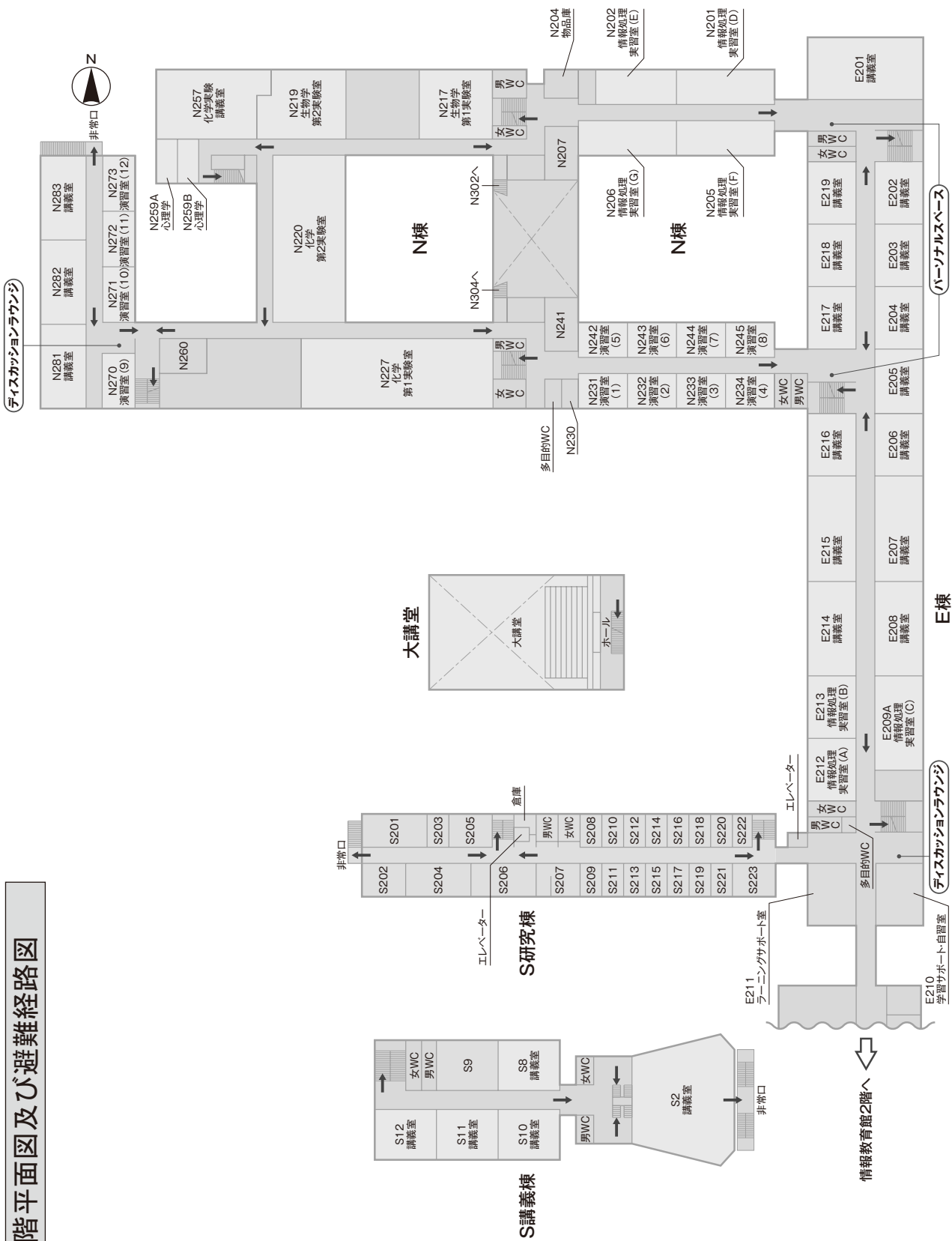
第 4 部

施設紹介

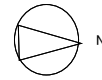
1. 公用掲示板案内（総合教育棟内）

Unireによるお知らせを基本とするが、掲示板や配布物も十分に確認すること。機構の公用掲示板は正面玄関ホールにあって、授業に関すること、その他学生に通知すべき項が掲示される。掲示の見落とし等は取り返しのつかない事態を生ずることがあるので、通学の際は、常に掲示に留意することが必要である。なお、呼出しの掲示に接した者は、遅滞なく担当の窓口に出向くこと。各種掲示板の位置図は96頁を参照。

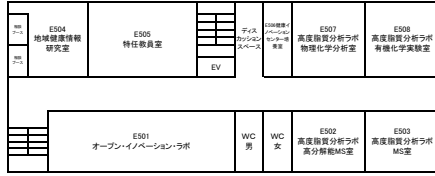
2階平面図及び避難経路図



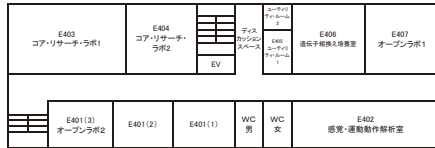
2. 医学部保健学科平面図



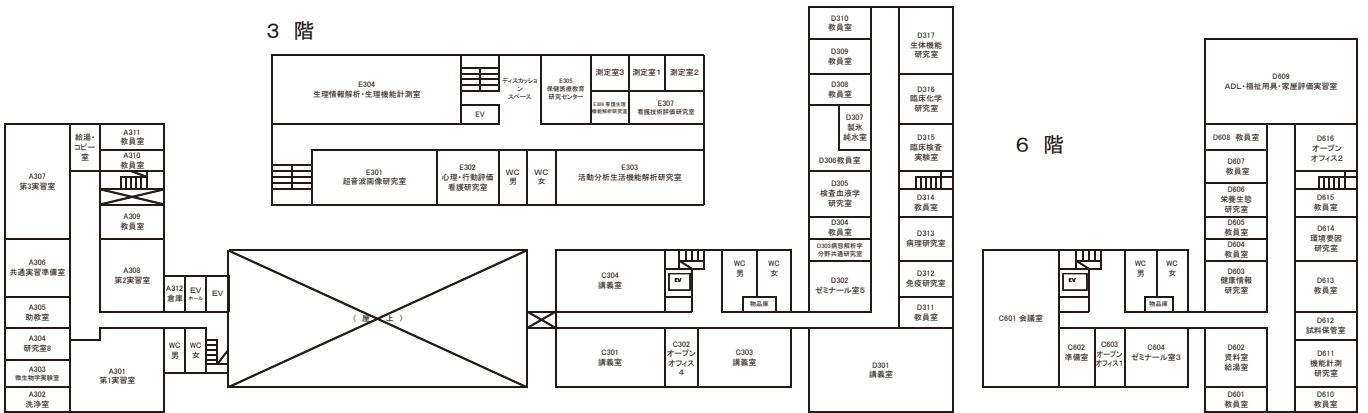
5 階



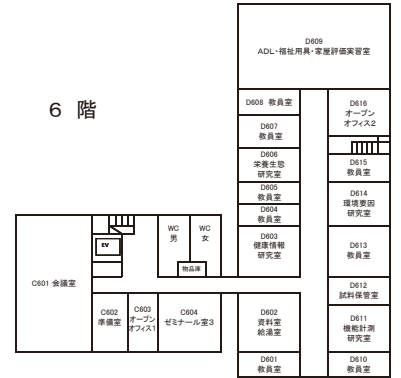
4 階



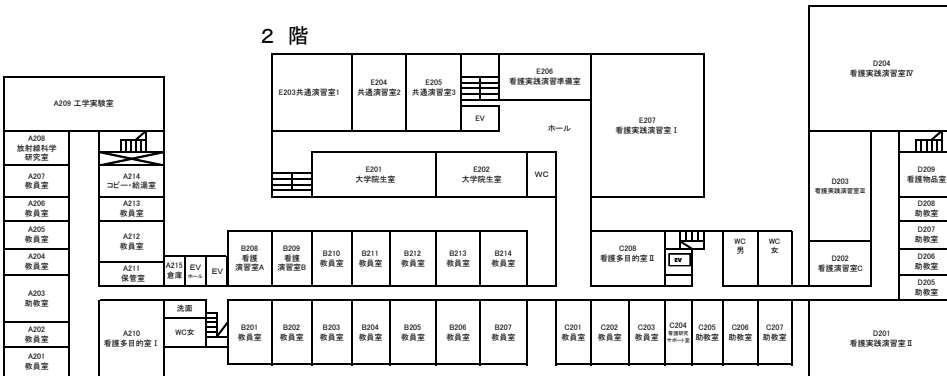
3 階



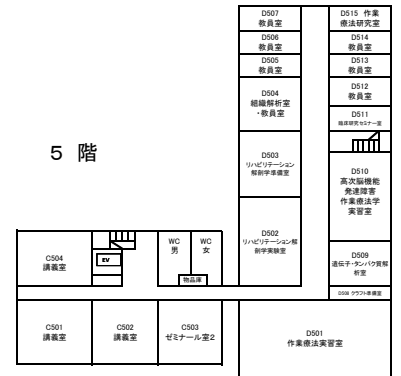
6 階



2 階



5 階



1 階

